

令和8年2月岡山県議会定例会提出予定案件

令和8年2月18日

件 名	内 容		
1 予算案件 (33)	(単位:千円)		
会 計 名	令和8年度	令和7年度	比 較
一般会計			
岡山県一般会計	819,698,359	776,861,305	42,837,054
特別会計			
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	80,781	78,025	2,756
岡山県国民健康保険事業特別会計	161,572,701	164,312,257	△ 2,739,556
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	977,436	937,086	40,350
岡山県造林事業等特別会計	28,881,985	30,650,467	△ 1,768,482
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	689,528	696,427	△ 6,899
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	40,473	36,504	3,969
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	702,610	727,555	△ 24,945
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	220,377	209,623	10,754
岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,400,000	1,400,000	
岡山県後楽園特別会計	340,340	326,540	13,800
岡山県港湾整備事業特別会計	2,589,851	2,569,486	20,365
岡山県収入証紙等特別会計	685,643	2,398,777	△ 1,713,134
岡山県用品調達特別会計	237,782	415,469	△ 177,687
岡山県公債管理特別会計	184,254,366	170,310,664	13,943,702
特別会計 計	382,673,873	375,068,880	7,604,993
企業会計			
岡山県営電気事業会計	5,319,190	4,322,072	997,118
岡山県営工業用水道事業会計	5,742,706	6,843,312	△ 1,100,606
岡山県流域下水道事業会計	9,932,286	9,807,552	124,734
企業会計 計	20,994,182	20,972,936	21,246
合 計	1,223,366,414	1,172,903,121	50,463,293

会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一般会計			
令和7年度岡山県一般会計補正予算（第9号）	823,407,552	18,125,753	841,533,305
会 計 名	補正前の額	補正予算額	計
一般会計			
令和7年度岡山県一般会計補正予算（第10号）	841,533,305	183,051	841,716,356
特別会計			
令和7年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	164,314,018	△ 286,159	164,027,859
令和7年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）	940,732	178	940,910
令和7年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第2号）	30,650,770	△ 97,234	30,553,536
令和7年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	727,555	△ 101,872	625,683
令和7年度岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	209,623	△ 22,369	187,254
令和7年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算（第1号）	1,400,000	△ 1,230,569	169,431
令和7年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	2,569,486	△ 24,709	2,544,777
令和7年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算（第1号）	2,398,777	198,063	2,596,840
令和7年度岡山県用品調達特別会計補正予算（第1号）	415,469	△ 157,465	258,004
令和7年度岡山県公債管理特別会計補正予算（第1号）	170,310,664	△ 361,637	169,949,027
特別会計 計	375,076,504	△ 2,083,773	372,992,731
企業会計			
令和7年度岡山県営電気事業会計補正予算（第3号）	4,339,846	△ 10,424	4,329,422
令和7年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）	6,861,278	△ 188,761	6,672,517
令和7年度岡山県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	10,464,972	△ 1,259,365	9,205,607
企業会計 計	21,666,096	△ 1,458,550	20,207,546
合 計	1,238,275,905	△ 3,359,272	1,234,916,633

件 名		内 容
2 事件案件 (9)	1 岡山県広域水道企業団出資 について (1)	◎出資額 107,296千円以内
	2 包括外部監査契約の締結に ついて (1)	◎地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部 監査契約を締結しようとするもの 契約額 12,540千円を上限とする額 契約の相手方 難波 徹 (公認会計士)
	3 工事請負契約の締結につい て (1)	◎公共 岡山空港滑走路端安全区域整備工事 工 期 議決の日から令和10年2月29日まで 請負金額 793,100,000 円 請 負 人 公共 岡山空港滑走路端安全区域整備工事 (株)大本組・(株)荒木組建設工事共同企業体
	4 港湾施設管理瑕疵に係る事 故の和解及び損害賠償額の 決定について (1)	◎事故発生年月日 令和7年5月26日 事故発生場所 玉野市胸上地内 相手方 岡山市在住 個人 事故原因 係船柱欠損 相手方の損害 船舶及び付属品損害 損害賠償額 6,699,990円
	5 岡山県中小企業高度化資金 貸付金の連帯保証債務の弁 済に係る和解について (2)	◎相手方 作東町共同店舗協同組合 連帯保証人 美作市在住 個人 和解要旨 (1) 相手方は、県に対し、平成9年第37号岡山地方 法務局所属公証人石金三佳作成の岡山県中小企業 高度化資金貸借契約公正証書に基づく作東町共同 店舗協同組合に対する貸付金の連帯保証債務とし て、351,976,927円及びこれに対する平成14年9 月30日から支払済みまで年10.75パーセントの割 合による遅延損害金の支払義務があることを認め る。 (2) 相手方は、県に対し、1,200,000円を、(1) の債務の一部の弁済として、県が別途指定する弁 済期日までに県が指定する口座に振り込む方法に より支払う。 (3) 相手方が(2)の支払を弁済期日までに支払っ たときは、県は、相手方に対する(1)の連帯保 証債務の残金の支払義務を免除する。 (4) 県と相手方は、県と相手方との間には、本件に 関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権 債務のないことを相互に確認する。 (5) この和解に要した費用は、各自の負担とする。

件 名	内 容
6 岡山港福島・高島地区港湾施設の指定管理者の指定について (1)	<p>◎相手方 作東町共同店舗協同組合 連帶保証人 美作市在住 個人 和解要旨</p> <p>(1) 相手方は、県に対し、平成9年第37号岡山地方法務局所属公証人石金三佳作成の岡山県中小企業高度化資金貸借契約公正証書に基づく作東町共同店舗協同組合に対する貸付金の連帶保証債務として、351,976,927円及びこれに対する平成14年9月30日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認め る。</p> <p>(2) 相手方は、県に対し、1,000,000円を、(1)の債務の一部の弁済として、県が別途指定する弁済期日までに県が指定する口座に振り込む方法により支払う。</p> <p>(3) 相手方が(2)の支払を弁済期日までに支払ったときは、県は、相手方に対する(1)の連帶保証債務の残金の支払義務を免除する。</p> <p>(4) 県と相手方は、県と相手方との間には、本件に 関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>(5) この和解に要した費用は、各自の負担とする。</p>
7 県営土地改良事業等に対する市町村負担金について (1)	<p>◎管理を行わせる施設 港湾施設の指定（昭和42年岡山県告示第819号）に掲 げる岡山港の施設のうち福島地区（岡山市南区築港元 町地内）及び高島地区（岡山市中区新築港地内）に所在 する浮さん橋、岸壁、物揚場、野積場、港湾施設用 地、上屋及びこれらに隣接する臨港道路の一部、給水 施設、オイルフェンス格納庫（福島地区に所在するも のに限る。）及び緑地（高島1号緑地、高島2号緑地、 高島3号緑地、高島4号緑地、高島5号緑地、高島6 号緑地、高島7号緑地及び高島8号緑地に限る。）並 びにこれらの附帯施設 指定管理者となる団体 岡山市南区築港元町8番50号 岡山港埠頭開発株式会社 代表取締役 阿部 崇 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
8 土木関係建設事業に対する市町村負担金について (1)	<p>◎土地改良法、海岸法及び地方財政法に基づき、県営土地 改良事業等により利益を受ける市町村に対し、当該事業 に要する費用の一部を負担させるもの</p> <p>◎道路法、海岸法、下水道法、地方財政法及び岡山県建設 事業費市町村負担金徴収条例の規定に基づき、県の行う 土木関係建設事業により利益を受ける市町村に対し、当 該事業に要する費用の一部を負担させるもの</p>
3 条例案件 (67)	別紙のとおり

件 名		内 容	
4 報告案件 (3)	1 知事の専決処分した予算について (3)	<p>◎令和7年度岡山県一般会計補正予算（第6号） 令和7年度に発生したカキへい死被害に係る漁業者に対する経営支援や、原因の究明と調査体制の強化に要する経費について、令和7年12月25日に専決処分したもの。</p> <p>◎令和7年度岡山県一般会計補正予算（第7号） 令和7年12月20日に津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置や、農家に対する経営支援に要する経費について、令和8年1月21日に専決処分したもの。</p> <p>◎令和7年度岡山県一般会計補正予算（第8号） 衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費について、令和8年1月23日に専決処分したもの。</p>	
5 その 他	地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	<p>◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 2件 209,644円</p> <p>◎扶養手当の過誤払いに係る不利益の和解及び損害賠償額の決定について 1件 198,000円</p> <p>◎地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金の返還請求に関する訴えの提起について 2件</p> <p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 2件</p>	

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 1)

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県公益認定等委員会条例の一部を改正する条例	総務学事課	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に鑑み、知事が任命する委員が優れた識見を有する分野に、公益信託に係る活動を加えるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>知事が任命する委員が優れた識見を有する分野に、公益信託に係る活動を加える。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
2	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人 事 課	<p>令和7年10月6日付け職員の給与等に関する人事委員会の勧告等に鑑み、第二種初任給調整手当を新設するとともに、駐車場等の利用に係る通勤手当を支給することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員給与条例の一部改正</p> <p>(1) 第二種初任給調整手当の新設</p> <p>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する等級及び当該職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、その差額を月額に換算した額を第二種初任給調整手当として支給する。</p> <p>(2) 通勤手当の改定</p> <p>ア 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の額等を人事委員会規則で定めることとする。</p> <p>イ 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするものに、1箇月につき5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。</p> <p>ウ 通勤手当の支給日は、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月の人事委員会規則で定める日とする。</p> <p>2 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正</p> <p>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の給料月額及びこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して別に定める額を下回るものには、採用の日から別に定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 2)

番号	題名	提 案 課	概 要																								
			<p>地域手当の支給割合を100分の3から100分の4に改める。</p> <p>4 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 短時間勤務会計年度任用職員には、岡山県職員給与条例に基づき第二種初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該手当に相当する報酬を支給する。</p> <p>5 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 会計年度任用職員には、岡山県職員給与条例に基づき第二種初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、第二種初任給調整手当を支給する。</p> <p>6 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>																								
3	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	<p>事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>職員等の定数を次のように改める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1 選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td>7人</td> <td>→</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>2 人事委員会の事務部局の職員</td> <td>14人</td> <td>→</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</td> <td>4,915人</td> <td>→</td> <td>4,813人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）</td> <td>2,652人</td> <td>→ 2,710人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）</td> <td>3,247人</td> <td>→ 3,223人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別支援学校</td> <td>1,395人</td> <td>→ 1,403人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	1 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	6人	2 人事委員会の事務部局の職員	14人	→	15人	3 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	4,915人	→	4,813人		中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	2,652人	→ 2,710人		高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	3,247人	→ 3,223人		特別支援学校	1,395人	→ 1,403人
1 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	6人																								
2 人事委員会の事務部局の職員	14人	→	15人																								
3 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	4,915人	→	4,813人																								
	中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	2,652人	→ 2,710人																								
	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	3,247人	→ 3,223人																								
	特別支援学校	1,395人	→ 1,403人																								
4	岡山県行政手続条例及び岡山県金属くず取扱業条例の一部を改正する条例	行政改革推進室 警察本部	<p>県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術の進展を踏まえたアナログ規制の見直しを推進するため、岡山県行政手続条例に基づく不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合に行うことができる公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をできる状態に置く措置をとることによって行うものとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県行政手続条例の一部改正</p> <p>(1) 不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合に行うことができる聴聞の通知の方法を、その者の氏名等及び聴聞を行う行政庁が予定される不利益処分の内容等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（(2)において「公示事項」という。）を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法から、公示の方法に改める。</p> <p>(2) (1)の公示の方法による通知は、公示事項を規則で定める方法に</p>																								

番号	題名	提案課	概要
			<p>より不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすこととする。</p> <p>2 岡山県金属くず取扱業条例の一部改正</p> <p>(1) 業者又は行商をする従業員は、取引の相手方から届済証の提示を求められたときは、これを提示しなければならないこととする。</p> <p>(2) 届済の表示に関する規定を削除する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和8年5月21日。ただし、 2及び3の一部については、令和8年6月1日)</p>
5	岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	デジタル推進課	<p>県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、申請等をする者に係る当該申請等に際し添付することとされている書面等の省略について定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
6	決算剰余金の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	財政課	<p>将来の県財政への負担の軽減を図るため、引き続き決算剰余金の処理について特例措置を講ずる等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 引き続き、令和12年度までの間（以下「特例期間」という。）の各年度において、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 岡山県社会福祉施設整備基金に積み立てることとされている当該各年度の前年度の一般会計決算上生じた剰余金（以下「決算剰余金」という。）の積立てを行わないこと。</p> <p>(2) 岡山県財政調整基金に積み立てることとされている決算剰余金の額の目途となる額を、決算剰余金の2分の1に相当する額とすること。</p> <p>2 特例期間の各年度において、決算剰余金の4分の1に相当する額を目途に歳出予算に定める額を、岡山県公共施設長寿命化等推進基金に</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 4)

番号	題名	提案課	概要																								
			<p>積み立てることとする。</p> <p>3 特例期間の各年度において、岡山県県債管理基金に積み立てることとされている決算剰余金の額の目途となる額を次のように改める。</p> <p>　　決算剰余金の4分の1に相当する額（現行2分の1）</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日　条例の公布の日。ただし、 　　2から4までについては、令和8年4月1日）</p>																								
7	岡山県税条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地方税法の一部改正等に鑑み、個人の県民税について寄附金税額控除の対象を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人の県民税について、寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、岡山県知事又は岡山県教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭を岡山県知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金に改める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日　令和9年1月1日）</p>																								
8	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター条例の一部を改正する条例	県民生活課	<p>岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の研修室及び会議室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 研修室</p> <table> <tbody> <tr> <td>全室 時間区分により</td> <td>1,780円 又は2,460円</td> <td>→ 1,820円 又は2,510円</td> </tr> <tr> <td>半室 時間区分により</td> <td>880円 又は1,220円</td> <td>→ 900円 又は1,240円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大会議室</p> <table> <tbody> <tr> <td>全室 時間区分により</td> <td>2,230円 又は3,020円</td> <td>→ 2,280円 又は3,080円</td> </tr> <tr> <td>3分の1室 時間区分により</td> <td>780円 又は990円</td> <td>→ 790円 又は1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中会議室</p> <table> <tbody> <tr> <td>時間区分により</td> <td>660円 又は880円</td> <td>→ 670円 又は900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 小会議室</p> <table> <tbody> <tr> <td>時間区分により</td> <td>540円 又は660円</td> <td>→ 550円 又は670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸事務所の利用料金の基準額を改定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1室1月につき</td> <td>17,570円</td> <td>→ 17,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 プロジェクターの利用料金の基準額を改定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1式1回につき</td> <td>990円</td> <td>→ 1,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（施行期日　令和8年4月1日）</p>	全室 時間区分により	1,780円 又は2,460円	→ 1,820円 又は2,510円	半室 時間区分により	880円 又は1,220円	→ 900円 又は1,240円	全室 時間区分により	2,230円 又は3,020円	→ 2,280円 又は3,080円	3分の1室 時間区分により	780円 又は990円	→ 790円 又は1,010円	時間区分により	660円 又は880円	→ 670円 又は900円	時間区分により	540円 又は660円	→ 550円 又は670円	1室1月につき	17,570円	→ 17,970円	1式1回につき	990円	→ 1,010円
全室 時間区分により	1,780円 又は2,460円	→ 1,820円 又は2,510円																									
半室 時間区分により	880円 又は1,220円	→ 900円 又は1,240円																									
全室 時間区分により	2,230円 又は3,020円	→ 2,280円 又は3,080円																									
3分の1室 時間区分により	780円 又は990円	→ 790円 又は1,010円																									
時間区分により	660円 又は880円	→ 670円 又は900円																									
時間区分により	540円 又は660円	→ 550円 又は670円																									
1室1月につき	17,570円	→ 17,970円																									
1式1回につき	990円	→ 1,010円																									

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 5)

番号	題名	提案課	概要																																					
9	岡山県県土保全条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課	<p>開発行為の許可に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>開発行為の許可申請手数料の額を改定する。</p> <p>開発区域の面積による区分に応じ、</p> <table> <tbody> <tr> <td>1ヘクタール以上3ヘクタール未満</td> <td>410,300円</td> <td>→</td> <td>435,990円</td> </tr> <tr> <td>3ヘクタール以上6ヘクタール未満</td> <td>533,390円</td> <td>→</td> <td>566,790円</td> </tr> <tr> <td>6ヘクタール以上10ヘクタール未満</td> <td>687,260円</td> <td>→</td> <td>730,290円</td> </tr> <tr> <td>10ヘクタール以上100ヘクタール未満</td> <td>912,940円</td> <td>→</td> <td>970,100円</td> </tr> <tr> <td>100ヘクタール以上</td> <td>912,940円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに224,990円を加えた額</td> <td>→</td> <td>970,100円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに239,460円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	410,300円	→	435,990円	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	533,390円	→	566,790円	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	687,260円	→	730,290円	10ヘクタール以上100ヘクタール未満	912,940円	→	970,100円	100ヘクタール以上	912,940円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに224,990円を加えた額	→	970,100円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに239,460円を加えた額																	
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	410,300円	→	435,990円																																					
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	533,390円	→	566,790円																																					
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	687,260円	→	730,290円																																					
10ヘクタール以上100ヘクタール未満	912,940円	→	970,100円																																					
100ヘクタール以上	912,940円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに224,990円を加えた額	→	970,100円に、100ヘクタールを超える部分が100ヘクタールに達するまでごとに239,460円を加えた額																																					
10	岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例	国際課	<p>岡山県岡山国際交流センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 喫茶の多目的利用に係る利用料金の基準額を定める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1日につき</td> <td>3,140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) レセプションホール</td> <td>1時間につき 3,620円</td> <td>→</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>(2) 国際会議場</td> <td>1時間につき 7,240円</td> <td>→</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>(3) 研修室</td> <td>1時間につき 1,520円</td> <td>→</td> <td>1,550円</td> </tr> <tr> <td>(4) 交流サロン</td> <td>1時間につき 880円</td> <td>→</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>(5) 会議室1</td> <td>1時間につき 1,850円</td> <td>→</td> <td>1,890円</td> </tr> <tr> <td>(6) 会議室2、会議室3、和室及び調理実習室</td> <td>1時間につき 880円</td> <td>→</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>(7) 多目的ホール</td> <td>ア 全室 1時間につき 3,270円</td> <td>→</td> <td>3,340円</td> </tr> <tr> <td>イ 半室 1時間につき 1,630円</td> <td>→</td> <td>1,660円</td> </tr> <tr> <td>(8) イベントホール</td> <td>1時間につき 5,150円</td> <td>→</td> <td>5,260円</td> </tr> </tbody> </table>	1日につき	3,140円	(1) レセプションホール	1時間につき 3,620円	→	3,700円	(2) 国際会議場	1時間につき 7,240円	→	7,400円	(3) 研修室	1時間につき 1,520円	→	1,550円	(4) 交流サロン	1時間につき 880円	→	900円	(5) 会議室1	1時間につき 1,850円	→	1,890円	(6) 会議室2、会議室3、和室及び調理実習室	1時間につき 880円	→	900円	(7) 多目的ホール	ア 全室 1時間につき 3,270円	→	3,340円	イ 半室 1時間につき 1,630円	→	1,660円	(8) イベントホール	1時間につき 5,150円	→	5,260円
1日につき	3,140円																																							
(1) レセプションホール	1時間につき 3,620円	→	3,700円																																					
(2) 国際会議場	1時間につき 7,240円	→	7,400円																																					
(3) 研修室	1時間につき 1,520円	→	1,550円																																					
(4) 交流サロン	1時間につき 880円	→	900円																																					
(5) 会議室1	1時間につき 1,850円	→	1,890円																																					
(6) 会議室2、会議室3、和室及び調理実習室	1時間につき 880円	→	900円																																					
(7) 多目的ホール	ア 全室 1時間につき 3,270円	→	3,340円																																					
イ 半室 1時間につき 1,630円	→	1,660円																																						
(8) イベントホール	1時間につき 5,150円	→	5,260円																																					

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 6)

番号	題名	提 案 課	概 要
			<p>(9) 喫茶 1月につき 268,390円 → 274,560円</p> <p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 音響装置 ア 国際会議場 1式1時間につき 1,520円 → 1,550円 イ 研修室、会議室1及びイベントホール 1式1時間につき 530円 → 540円</p> <p>(2) モニターテレビ 1台1時間につき 970円 → 990円</p> <p>(3) 同時通訳装置 1式1日につき 34,190円 → 34,970円</p> <p>(4) ピアノ 1台1時間につき 1,630円 → 1,660円</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
11	岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	人権・男女共同参画課	<p>岡山県男女共同参画推進センターの円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 会議室の使用料の額を改定する。 時間区分により 650円～ 4,570円 → 660円～ 4,670円</p> <p>2 液晶プロジェクターの使用料の額を改定する。 1台につき 時間区分により 990円 → 1,010円</p> <p>3 設備のうち、ビデオデッキを廃止する。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
12	岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例	環境企画課	<p>岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の業務に係る手数料の限度額を改定する。</p> <p>1 大気に関する試験検査等 1項目につき 2,050円～ 42,110円 → 2,100円～ 43,080円</p> <p>2 水質、土壤、底質、廃棄物等に関する試験検査等 1件又は1項目につき 1,310円～ 237,060円 → 1,340円～ 242,680円</p> <p>3 騒音に関する測定分析 1件につき 4,330円 → 4,430円</p> <p>4 振動に関する測定分析 1件につき 2,950円 → 3,020円</p> <p>5 医薬品等の試験検査 1件につき 5,530円～ 8,250円 → 5,660円～ 8,450円</p> <p>6 食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃの試験検査等</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 7)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件又は 1 項目につき 850円～ 26,590円 → 870円～ 27,220円</p> <p>7 ウイルス検査 1 件又は 1 項目につき 10,930円 → 11,180円</p> <p>8 放射能測定（温泉放射能測定を除く。） 1 件につき 45,760円 → 46,810円</p> <p>9 残留農薬、有害化学物質等に関する特殊な試験検査等 1 件又は 1 項目につき 46,580円 → 47,680円</p> <p>（施行期日 令和8年4月1日）</p>
13	岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例	環境企画課	<p>環境影響評価法の一部改正に鑑み、知事は、事業者又は都市計画決定権者の同意を得て、環境影響評価に係る書類等をインターネットの利用その他の方法により継続公開することができるとしてする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 対象事業に、ダムの改築の事業であって、当該事業の規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものを加える。</p> <p>2 事業者は、実施計画書の作成等に加え、当該実施計画書の内容を要約した書類の作成等を行わなければならないこととする。</p> <p>3 実施計画書に係る周知計画書を廃止する。</p> <p>4 事業者は、実施計画書の内容を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする。</p> <p>5 準備書に係る周知計画書を廃止する。</p> <p>6 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときから当該工事の完了後5年を経過するまでの期間、環境管理を行った結果に係る報告書を、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。</p> <p>7 環境影響評価に係る書類等の公開 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次に掲げる手続を経たときは、次に掲げる書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができるとしてする。この場合において、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならないこととする。</p> <p>(1) 実施計画書の公表（都市計画決定権者が事業者に代わって行う当該公表を含む。） 当該公表がされた実施計画書</p> <p>(2) 準備書の公表（都市計画決定権者が事業者に代わって行う当該公表を含む。） 当該公表がされた準備書</p> <p>(3) 評価書の公表（都市計画決定権者が事業者に代わって行う当該公表を含む。） 当該公表がされた評価書</p> <p>(4) 報告書の公表 当該公表がされた報告書</p> <p>8 その他規定の整備を行う。</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 8)

番号	題名	提案課	概要																																																			
			<p style="text-align: right;">(施行期日 令和8年4月1日。ただし、 1については、環境影響評価法の一部を改正する 法律の施行の日)</p>																																																			
14	岡山県環境影響評価等に関する条例の一部を改正する条例	環境企画課	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部改正により、環境大臣が海洋環境等調査を行うこととされること等に鑑み、岡山県環境影響評価等に関する条例の適用除外の規定を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、岡山県環境影響評価等に関する条例のうち実施計画書の作成等に関する規定を適用しないこととする。</p> <p>2 1の場合における選定事業者に係る岡山県環境影響評価等に関する条例の適用に関する事項を定める。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和8年4月1日)</p>																																																			
15	岡山県立美術館条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、施設使用料等の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設使用料の額を改定する。</p> <p>(1) ホール</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>35,600円</td> <td>→</td> <td>36,410円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～136,920円</td> <td>→</td> <td>～140,050円</td> </tr> </table> <p>(2) 講義室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>14,280円</td> <td>→</td> <td>14,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～35,590円</td> <td>→</td> <td>～36,400円</td> </tr> </table> <p>2 次の附属設備使用料の額を改定する。</p> <p>(1) ホール</p> <table> <tr> <td>ア 所作舞台</td> <td>1式 1回につき</td> <td>5,140円</td> <td>→</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>イ つけ舞台</td> <td>1式 1回につき</td> <td>2,690円</td> <td>→</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>ウ 仮設花道</td> <td>1式 1回につき</td> <td>5,140円</td> <td>→</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>エ びょうぶ</td> <td>1双 1回につき</td> <td>920円</td> <td>→</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>オ 太鼓</td> <td>1式 1回につき</td> <td>920円</td> <td>→</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>カ 演台</td> <td>1式 1回につき</td> <td>920円</td> <td>→</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>キ ピアノ</td> <td>1台 1回につき</td> <td>10,480円</td> <td>→</td> <td>10,720円</td> </tr> </table>	時間区分により	35,600円	→	36,410円		～136,920円	→	～140,050円	時間区分により	14,280円	→	14,600円		～35,590円	→	～36,400円	ア 所作舞台	1式 1回につき	5,140円	→	5,250円	イ つけ舞台	1式 1回につき	2,690円	→	2,750円	ウ 仮設花道	1式 1回につき	5,140円	→	5,250円	エ びょうぶ	1双 1回につき	920円	→	940円	オ 太鼓	1式 1回につき	920円	→	940円	カ 演台	1式 1回につき	920円	→	940円	キ ピアノ	1台 1回につき	10,480円	→	10,720円
時間区分により	35,600円	→	36,410円																																																			
	～136,920円	→	～140,050円																																																			
時間区分により	14,280円	→	14,600円																																																			
	～35,590円	→	～36,400円																																																			
ア 所作舞台	1式 1回につき	5,140円	→	5,250円																																																		
イ つけ舞台	1式 1回につき	2,690円	→	2,750円																																																		
ウ 仮設花道	1式 1回につき	5,140円	→	5,250円																																																		
エ びょうぶ	1双 1回につき	920円	→	940円																																																		
オ 太鼓	1式 1回につき	920円	→	940円																																																		
カ 演台	1式 1回につき	920円	→	940円																																																		
キ ピアノ	1台 1回につき	10,480円	→	10,720円																																																		

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 9)

番号	題名	提案課	概要
			<p>ク 調光装置</p> <p>　　1式 1回につき 5,940円 → 6,070円</p> <p>ケ シーリングスポットライト</p> <p>　　1列 1回につき 2,690円 → 2,750円</p> <p>コ ボーダーライト</p> <p>　　1列 1回につき 1,980円 → 2,020円</p> <p>サ スポットライト</p> <p>　　1台 1回につき 1,980円 → 2,020円</p> <p>シ ピンスポットライト</p> <p>　　1台 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>ス 映写機 (16ミリ)</p> <p>　　1台 1回につき 3,010円 → 3,070円</p> <p>セ 映写機 (35ミリ)</p> <p>　　1組 1回につき 9,810円 → 10,030円</p> <p>ソ 音響基本システム</p> <p>　　1式 1回につき 7,830円 → 8,010円</p> <p>タ コンパクトディスクプレーヤー</p> <p>　　1式 1回につき 1,030円 → 1,050円</p> <p>チ レコードプレーヤー</p> <p>　　1式 1回につき 1,030円 → 1,050円</p> <p>ツ 録音装置</p> <p>　　1台 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>テ ダイナミックマイクロホン</p> <p>　　1本 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>ト コンデンサーマイクロホン</p> <p>　　1本 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>ナ 集音マイクロホン</p> <p>　　1組 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>ニ ワイヤレスマイクロホン</p> <p>　　1本 1回につき 2,690円 → 2,750円</p> <p>ヌ 舞台用可動スピーカー</p> <p>　　1組 1回につき 1,980円 → 2,020円</p> <p>ネ 舞台用モニタースピーカー</p> <p>　　1組 1回につき 1,980円 → 2,020円</p> <p>(2) 講義室</p> <p>ア ビデオプロジェクターシステム</p> <p>　　1式 1回につき 5,940円 → 6,070円</p> <p>イ スライド映写機</p> <p>　　1台 1回につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
16	岡山県おかやま 旧日銀ホール条 例の一部を改 正する条例	文化振興課	<p>岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利 用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 10)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 ホール 1時間につき 6,680円 → 6,830円</p> <p>2 スタジオ 1時間につき 3,430円 → 3,500円 又は3,890円 → 又は3,970円</p> <p>3 ギャラリー 1時間につき 1,990円 → 2,030円 又は2,440円 → 又は2,490円</p> <p>4 芸術・文化ワーカルーム 全室 1時間につき 3,110円 → 3,180円 又は3,560円 → 又は3,640円</p> <p>3分の2室 1時間につき 1,990円 → 2,030円 又は2,340円 → 又は2,390円</p> <p>3分の1室 1時間につき 1,080円 → 1,100円 又は1,210円 → 又は1,230円</p> <p>5 会議室1 1時間につき 980円 → 1,000円 又は1,210円 → 又は1,230円</p> <p>6 会議室2 1時間につき 770円 → 780円 又は980円 → 又は1,000円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
17	岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1展示室 1週間につき 31,590円 → 32,310円 ～130,140円 → ～133,130円</p> <p>(2) 第2展示室 1週間につき 39,440円 → 40,340円 ～107,850円 → ～110,330円</p> <p>(3) 第3展示室 1週間につき 71,430円 → 73,070円</p> <p>(4) 第4展示室 1週間につき 36,050円 → 36,870円</p> <p>(5) 第5展示室 1週間につき 31,140円 → 31,850円</p> <p>2 次のホール等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) ホール 1時間につき 3,340円 → 3,410円</p> <p>(2) 第2会議室 1時間につき 540円 → 550円</p>

番号	題名	提案課	概要																																																												
			<p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) パネル 1枚1週間につき 100円 → 110円</p> <p>(2) グランドピアノ 1台1回につき 2,220円 → 2,270円</p> <p>(3) アップライトピアノ 1台1回につき 540円 → 550円</p> <p>(4) 七宝電気炉 1台1回につき 880円 → 900円</p> <p>(5) プロジェクター 1台1回につき 660円 → 670円</p> <p>(6) 音響機器 1式1回につき 540円 → 550円</p> <p>(7) 映像関係機器 1式1回につき 540円 → 550円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>																																																												
18	岡山武道館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主道場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合</p> <p>ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>7,260円</td><td>→</td><td>7,420円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>9,720円</td><td>→</td><td>9,940円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>17,010円</td><td>→</td><td>17,400円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>26,610円</td><td>→</td><td>27,220円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 4,840円</td><td>→</td><td>4,950円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 営利又は宣伝を目的としない催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>44,470円</td><td>→</td><td>45,490円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>69,050円</td><td>→</td><td>70,630円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>89,350円</td><td>→</td><td>91,400円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>168,560円</td><td>→</td><td>172,430円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 24,200円</td><td>→</td><td>24,750円</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ その他の催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>121,830円</td><td>→</td><td>124,630円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>160,470円</td><td>→</td><td>164,160円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>243,850円</td><td>→</td><td>249,450円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>402,490円</td><td>→</td><td>411,740円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 60,810円</td><td>→</td><td>62,200円</td></tr> </tbody> </table>	午前8時～正午	7,260円	→	7,420円	正午～午後5時	9,720円	→	9,940円	午後5時～午後10時	17,010円	→	17,400円	午前8時～午後10時	26,610円	→	27,220円	午後10時以後の延長料	1時間につき 4,840円	→	4,950円	午前8時～正午	44,470円	→	45,490円	正午～午後5時	69,050円	→	70,630円	午後5時～午後10時	89,350円	→	91,400円	午前8時～午後10時	168,560円	→	172,430円	午後10時以後の延長料	1時間につき 24,200円	→	24,750円	午前8時～正午	121,830円	→	124,630円	正午～午後5時	160,470円	→	164,160円	午後5時～午後10時	243,850円	→	249,450円	午前8時～午後10時	402,490円	→	411,740円	午後10時以後の延長料	1時間につき 60,810円	→	62,200円
午前8時～正午	7,260円	→	7,420円																																																												
正午～午後5時	9,720円	→	9,940円																																																												
午後5時～午後10時	17,010円	→	17,400円																																																												
午前8時～午後10時	26,610円	→	27,220円																																																												
午後10時以後の延長料	1時間につき 4,840円	→	4,950円																																																												
午前8時～正午	44,470円	→	45,490円																																																												
正午～午後5時	69,050円	→	70,630円																																																												
午後5時～午後10時	89,350円	→	91,400円																																																												
午前8時～午後10時	168,560円	→	172,430円																																																												
午後10時以後の延長料	1時間につき 24,200円	→	24,750円																																																												
午前8時～正午	121,830円	→	124,630円																																																												
正午～午後5時	160,470円	→	164,160円																																																												
午後5時～午後10時	243,850円	→	249,450円																																																												
午前8時～午後10時	402,490円	→	411,740円																																																												
午後10時以後の延長料	1時間につき 60,810円	→	62,200円																																																												

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 12)

番号	題名	提案課	概要																																																																																								
			<p>(2) 入場料を徴収する場合</p> <p>ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>12,130円</td><td>→</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>19,050円</td><td>→</td><td>19,480円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>31,940円</td><td>→</td><td>32,670円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>51,530円</td><td>→</td><td>52,710円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 11,140円</td><td>→</td><td>11,390円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ その他の催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>134,020円</td><td>→</td><td>137,100円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>192,960円</td><td>→</td><td>197,390円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>256,030円</td><td>→</td><td>261,910円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>483,780円</td><td>→</td><td>494,900円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 60,810円</td><td>→</td><td>62,200円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 主道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷房設備</p> <table> <tbody> <tr><td>1時間につき</td><td>13,900円</td><td>→</td><td>14,210円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 暖房設備</p> <table> <tbody> <tr><td>1時間につき</td><td>18,530円</td><td>→</td><td>18,950円</td></tr> </tbody> </table> <p>3 練習道場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>7,160円</td><td>→</td><td>7,320円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>8,940円</td><td>→</td><td>9,140円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後5時</td><td>16,110円</td><td>→</td><td>16,480円</td></tr> <tr><td>午後5時以後の利用</td><td>1時間につき 1,780円</td><td>→</td><td>1,820円</td></tr> </tbody> </table> <p>4 練習道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷房設備</p> <table> <tbody> <tr><td>1時間につき</td><td>4,470円</td><td>→</td><td>4,570円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 暖房設備</p> <table> <tbody> <tr><td>1時間につき</td><td>4,550円</td><td>→</td><td>4,650円</td></tr> </tbody> </table> <p>5 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 照明用バトン</p> <table> <tbody> <tr><td>1日につき</td><td>3,350円</td><td>→</td><td>3,420円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 会議室</p> <p>アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物に伴い使用される場合以外の場合</p> <table> <tbody> <tr><td>1時間につき</td><td>530円</td><td>→</td><td>540円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 放送設備 (マイクロホン1本を含む。)</p> <table> <tbody> <tr><td>1日につき</td><td>1,780円</td><td>→</td><td>1,820円</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) バックスクリーン</p> <table> <tbody> <tr><td>1日につき</td><td>1,780円</td><td>→</td><td>1,820円</td></tr> </tbody> </table> <p>(5) 暗幕</p>	午前8時～正午	12,130円	→	12,400円	正午～午後5時	19,050円	→	19,480円	午後5時～午後10時	31,940円	→	32,670円	午前8時～午後10時	51,530円	→	52,710円	午後10時以後の延長料	1時間につき 11,140円	→	11,390円	午前8時～正午	134,020円	→	137,100円	正午～午後5時	192,960円	→	197,390円	午後5時～午後10時	256,030円	→	261,910円	午前8時～午後10時	483,780円	→	494,900円	午後10時以後の延長料	1時間につき 60,810円	→	62,200円	1時間につき	13,900円	→	14,210円	1時間につき	18,530円	→	18,950円	午前8時～正午	7,160円	→	7,320円	正午～午後5時	8,940円	→	9,140円	午前8時～午後5時	16,110円	→	16,480円	午後5時以後の利用	1時間につき 1,780円	→	1,820円	1時間につき	4,470円	→	4,570円	1時間につき	4,550円	→	4,650円	1日につき	3,350円	→	3,420円	1時間につき	530円	→	540円	1日につき	1,780円	→	1,820円	1日につき	1,780円	→	1,820円
午前8時～正午	12,130円	→	12,400円																																																																																								
正午～午後5時	19,050円	→	19,480円																																																																																								
午後5時～午後10時	31,940円	→	32,670円																																																																																								
午前8時～午後10時	51,530円	→	52,710円																																																																																								
午後10時以後の延長料	1時間につき 11,140円	→	11,390円																																																																																								
午前8時～正午	134,020円	→	137,100円																																																																																								
正午～午後5時	192,960円	→	197,390円																																																																																								
午後5時～午後10時	256,030円	→	261,910円																																																																																								
午前8時～午後10時	483,780円	→	494,900円																																																																																								
午後10時以後の延長料	1時間につき 60,810円	→	62,200円																																																																																								
1時間につき	13,900円	→	14,210円																																																																																								
1時間につき	18,530円	→	18,950円																																																																																								
午前8時～正午	7,160円	→	7,320円																																																																																								
正午～午後5時	8,940円	→	9,140円																																																																																								
午前8時～午後5時	16,110円	→	16,480円																																																																																								
午後5時以後の利用	1時間につき 1,780円	→	1,820円																																																																																								
1時間につき	4,470円	→	4,570円																																																																																								
1時間につき	4,550円	→	4,650円																																																																																								
1日につき	3,350円	→	3,420円																																																																																								
1時間につき	530円	→	540円																																																																																								
1日につき	1,780円	→	1,820円																																																																																								
1日につき	1,780円	→	1,820円																																																																																								

番号	題名	提案課	概要																																																																																																				
			1日につき 5,060円 → 5,170円 (施行期日 令和8年4月1日)																																																																																																				
19	岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】</p> <p>1 体育館の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合</p> <p>ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>4,910円</td><td>→</td><td>5,020円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>6,340円</td><td>→</td><td>6,480円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>10,580円</td><td>→</td><td>10,820円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>16,870円</td><td>→</td><td>17,250円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 3,600円</td><td>→</td><td>3,680円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 営利又は宣伝を目的としない催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>24,600円</td><td>→</td><td>25,160円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>36,740円</td><td>→</td><td>37,580円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>48,670円</td><td>→</td><td>49,780円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>90,930円</td><td>→</td><td>93,020円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 12,560円</td><td>→</td><td>12,840円</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ その他の催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>67,760円</td><td>→</td><td>69,310円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>89,160円</td><td>→</td><td>91,210円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>134,310円</td><td>→</td><td>137,390円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>223,610円</td><td>→</td><td>228,750円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 34,530円</td><td>→</td><td>35,320円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 入場料を徴収する場合</p> <p>ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>7,680円</td><td>→</td><td>7,850円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>12,560円</td><td>→</td><td>12,840円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>20,400円</td><td>→</td><td>20,860円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>33,090円</td><td>→</td><td>33,850円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 6,340円</td><td>→</td><td>6,480円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ その他の催物</p> <table> <tbody> <tr><td>午前8時～正午</td><td>71,720円</td><td>→</td><td>73,360円</td></tr> <tr><td>正午～午後5時</td><td>107,700円</td><td>→</td><td>110,170円</td></tr> <tr><td>午後5時～午後10時</td><td>142,370円</td><td>→</td><td>145,640円</td></tr> <tr><td>午前8時～午後10時</td><td>266,120円</td><td>→</td><td>272,240円</td></tr> <tr><td>午後10時以後の延長料</td><td>1時間につき 34,530円</td><td>→</td><td>35,320円</td></tr> </tbody> </table>	午前8時～正午	4,910円	→	5,020円	正午～午後5時	6,340円	→	6,480円	午後5時～午後10時	10,580円	→	10,820円	午前8時～午後10時	16,870円	→	17,250円	午後10時以後の延長料	1時間につき 3,600円	→	3,680円	午前8時～正午	24,600円	→	25,160円	正午～午後5時	36,740円	→	37,580円	午後5時～午後10時	48,670円	→	49,780円	午前8時～午後10時	90,930円	→	93,020円	午後10時以後の延長料	1時間につき 12,560円	→	12,840円	午前8時～正午	67,760円	→	69,310円	正午～午後5時	89,160円	→	91,210円	午後5時～午後10時	134,310円	→	137,390円	午前8時～午後10時	223,610円	→	228,750円	午後10時以後の延長料	1時間につき 34,530円	→	35,320円	午前8時～正午	7,680円	→	7,850円	正午～午後5時	12,560円	→	12,840円	午後5時～午後10時	20,400円	→	20,860円	午前8時～午後10時	33,090円	→	33,850円	午後10時以後の延長料	1時間につき 6,340円	→	6,480円	午前8時～正午	71,720円	→	73,360円	正午～午後5時	107,700円	→	110,170円	午後5時～午後10時	142,370円	→	145,640円	午前8時～午後10時	266,120円	→	272,240円	午後10時以後の延長料	1時間につき 34,530円	→	35,320円
午前8時～正午	4,910円	→	5,020円																																																																																																				
正午～午後5時	6,340円	→	6,480円																																																																																																				
午後5時～午後10時	10,580円	→	10,820円																																																																																																				
午前8時～午後10時	16,870円	→	17,250円																																																																																																				
午後10時以後の延長料	1時間につき 3,600円	→	3,680円																																																																																																				
午前8時～正午	24,600円	→	25,160円																																																																																																				
正午～午後5時	36,740円	→	37,580円																																																																																																				
午後5時～午後10時	48,670円	→	49,780円																																																																																																				
午前8時～午後10時	90,930円	→	93,020円																																																																																																				
午後10時以後の延長料	1時間につき 12,560円	→	12,840円																																																																																																				
午前8時～正午	67,760円	→	69,310円																																																																																																				
正午～午後5時	89,160円	→	91,210円																																																																																																				
午後5時～午後10時	134,310円	→	137,390円																																																																																																				
午前8時～午後10時	223,610円	→	228,750円																																																																																																				
午後10時以後の延長料	1時間につき 34,530円	→	35,320円																																																																																																				
午前8時～正午	7,680円	→	7,850円																																																																																																				
正午～午後5時	12,560円	→	12,840円																																																																																																				
午後5時～午後10時	20,400円	→	20,860円																																																																																																				
午前8時～午後10時	33,090円	→	33,850円																																																																																																				
午後10時以後の延長料	1時間につき 6,340円	→	6,480円																																																																																																				
午前8時～正午	71,720円	→	73,360円																																																																																																				
正午～午後5時	107,700円	→	110,170円																																																																																																				
午後5時～午後10時	142,370円	→	145,640円																																																																																																				
午前8時～午後10時	266,120円	→	272,240円																																																																																																				
午後10時以後の延長料	1時間につき 34,530円	→	35,320円																																																																																																				

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 14)

番号	題名	提案課	概要																																																																																								
			<p>2 柔道場及び剣道場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 団体使用</p> <table> <tr> <td>ア 午前</td> <td>2,090円</td> <td>→</td> <td>2,130円</td> </tr> <tr> <td>イ 午後</td> <td>2,630円</td> <td>→</td> <td>2,690円</td> </tr> <tr> <td>ウ 全日</td> <td>4,720円</td> <td>→</td> <td>4,820円</td> </tr> </table> <p>(2) 個人使用</p> <table> <tr> <td>ア 高校生以下の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 1月につき</td> <td>440円</td> <td>→</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 3月につき</td> <td>1,090円</td> <td>→</td> <td>1,110円</td> </tr> <tr> <td>イ その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 1月につき</td> <td>630円</td> <td>→</td> <td>640円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 3月につき</td> <td>1,550円</td> <td>→</td> <td>1,580円</td> </tr> </table> <p>3 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) バスケットゴール</p> <table> <tr> <td>移動式 1式1時間につき</td> <td>510円</td> <td>→</td> <td>520円</td> </tr> </table> <p>(2) 電光得点表示器</p> <table> <tr> <td>1日につき</td> <td>830円</td> <td>→</td> <td>840円</td> </tr> </table> <p>(3) 演台</p> <table> <tr> <td>1式1日につき</td> <td>680円</td> <td>→</td> <td>690円</td> </tr> </table> <p>(4) 放送器具</p> <table> <tr> <td>1式1日につき</td> <td>1,420円</td> <td>→</td> <td>1,450円</td> </tr> </table> <p>(5) テープレコーダー</p> <table> <tr> <td>1台1日につき</td> <td>830円</td> <td>→</td> <td>840円</td> </tr> </table> <p>(6) 照明用バトン</p> <table> <tr> <td>1日につき</td> <td>2,760円</td> <td>→</td> <td>2,820円</td> </tr> </table> <p>(7) どん帳</p> <table> <tr> <td>1日につき</td> <td>2,760円</td> <td>→</td> <td>2,820円</td> </tr> </table> <p>(8) 暗幕</p> <table> <tr> <td>1日につき</td> <td>2,760円</td> <td>→</td> <td>2,820円</td> </tr> </table> <p>(9) バックスクリーン等幕類</p> <table> <tr> <td>1種類1日につき</td> <td>1,420円</td> <td>→</td> <td>1,450円</td> </tr> </table> <p>(10) ステージ</p> <table> <tr> <td>1日につき</td> <td>2,800円</td> <td>→</td> <td>2,860円</td> </tr> </table> <p>4 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 体育館</p> <table> <tr> <td>1時間につき</td> <td>14,450円又は17,930円</td> <td>→</td> <td>14,780円又は18,340円</td> </tr> </table> <p>(2) 柔道場</p> <table> <tr> <td>1時間につき</td> <td>2,860円又は4,030円</td> <td>→</td> <td>2,920円又は4,120円</td> </tr> </table> <p>(3) 剣道場</p> <table> <tr> <td>1時間につき</td> <td>2,860円又は4,030円</td> <td>→</td> <td>2,920円又は4,120円</td> </tr> </table> <p>(4) 会議室</p>	ア 午前	2,090円	→	2,130円	イ 午後	2,630円	→	2,690円	ウ 全日	4,720円	→	4,820円	ア 高校生以下の者				(ア) 1月につき	440円	→	450円	(イ) 3月につき	1,090円	→	1,110円	イ その他				(ア) 1月につき	630円	→	640円	(イ) 3月につき	1,550円	→	1,580円	移動式 1式1時間につき	510円	→	520円	1日につき	830円	→	840円	1式1日につき	680円	→	690円	1式1日につき	1,420円	→	1,450円	1台1日につき	830円	→	840円	1日につき	2,760円	→	2,820円	1日につき	2,760円	→	2,820円	1日につき	2,760円	→	2,820円	1種類1日につき	1,420円	→	1,450円	1日につき	2,800円	→	2,860円	1時間につき	14,450円又は17,930円	→	14,780円又は18,340円	1時間につき	2,860円又は4,030円	→	2,920円又は4,120円	1時間につき	2,860円又は4,030円	→	2,920円又は4,120円
ア 午前	2,090円	→	2,130円																																																																																								
イ 午後	2,630円	→	2,690円																																																																																								
ウ 全日	4,720円	→	4,820円																																																																																								
ア 高校生以下の者																																																																																											
(ア) 1月につき	440円	→	450円																																																																																								
(イ) 3月につき	1,090円	→	1,110円																																																																																								
イ その他																																																																																											
(ア) 1月につき	630円	→	640円																																																																																								
(イ) 3月につき	1,550円	→	1,580円																																																																																								
移動式 1式1時間につき	510円	→	520円																																																																																								
1日につき	830円	→	840円																																																																																								
1式1日につき	680円	→	690円																																																																																								
1式1日につき	1,420円	→	1,450円																																																																																								
1台1日につき	830円	→	840円																																																																																								
1日につき	2,760円	→	2,820円																																																																																								
1日につき	2,760円	→	2,820円																																																																																								
1日につき	2,760円	→	2,820円																																																																																								
1種類1日につき	1,420円	→	1,450円																																																																																								
1日につき	2,800円	→	2,860円																																																																																								
1時間につき	14,450円又は17,930円	→	14,780円又は18,340円																																																																																								
1時間につき	2,860円又は4,030円	→	2,920円又は4,120円																																																																																								
1時間につき	2,860円又は4,030円	→	2,920円又は4,120円																																																																																								

番号	題名	提案課	概要
			<p>1時間につき 310円又は440円 → 310円又は450円</p> <p>(5) 研修室 1時間につき 150円又は210円 → 160円又は210円</p> <p>(6) トレーニング室 1時間につき 1,710円又は2,860円 → 1,740円又は2,920円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
20	岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,880円 → 1,920円 ～10,580円 → ～10,820円 イ その他の者 時間区分により 2,850円 → 2,910円 ～15,880円 → ～16,240円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 14,330円 → 14,650円 ～79,460円 → ～81,280円</p> <p>2 補助競技場（芝）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,520円 → 1,550円 ～8,770円 → ～8,970円 イ その他の者 時間区分により 2,380円 → 2,430円 ～13,230円 → ～13,530円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 12,010円 → 12,280円 ～66,210円 → ～67,730円</p> <p>3 補助競技場（芝）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,410円 → 1,440円 又は1,520円 → 又は1,550円 イ その他の者 時間区分により 2,240円 → 2,290円 又は2,380円 → 又は2,430円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>時間区分により 11,350円 → 11,610円 又は12,010円 → 又は12,280円</p> <p>4 標準競技場（クレー）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,300円 → 1,320円 又は7,080円 → ~7,240円</p> <p>イ その他の者 時間区分により 1,880円 → 1,920円 又は10,580円 → ~10,820円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 9,610円 → 9,830円 又は52,970円 → ~54,180円</p> <p>5 標準競技場（クレー）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,180円 → 1,200円 又は1,300円 → 又は1,320円</p> <p>イ その他の者 時間区分により 1,770円 → 1,810円 又は1,880円 → 又は1,920円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 9,000円 → 9,200円 又は9,610円 → 又は9,830円</p> <p>6 ミーティング広場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 820円 → 830円 又は4,420円 → ~4,520円</p> <p>イ その他の者 時間区分により 1,180円 → 1,200円 又は6,610円 → ~6,760円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 6,000円 → 6,130円 又は33,090円 → ~33,850円</p> <p>7 会議室の利用料金の基準額を改定する。 1時間につき 490円 → 500円</p> <p>8 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 放送設備 1式1日につき 1,300円 → 1,320円</p> <p>(2) テント 1張り1日につき 890円 → 910円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(3) 照明設備</p> <p>1時間につき 3,830円 → 3,910円</p> <p>9 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 放送室</p> <p>1時間につき 150円 → 160円 又は210円 → 又は210円</p> <p>(2) 審判員室</p> <p>1時間につき 150円 → 160円 又は210円 → 又は210円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
21	岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 テニスコート（センターコート）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 5,940円 → 6,070円 ～31,540円 → ～32,260円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 8,860円 → 9,060円 ～47,440円 → ～48,530円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 44,350円 → 45,370円 ～237,520円 → ～242,980円</p> <p>2 テニスコート（センターコート）の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>1時間につき 1,550円 → 1,580円</p> <p>イ その他の者</p> <p>1時間につき 2,370円 → 2,420円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>1時間につき 11,790円 → 12,060円</p> <p>3 テニスコート（サブコート（1面につき））の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 510円 → 520円 ～2,580円 → ～2,630円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 730円 → 740円 ～3,890円 → ～3,970円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 18)

番号	題名	提案課	概要
			<p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 3,730円 → 3,810円 ～19,440円 → ～19,880円</p> <p>4 テニスコート（サブコート（1面につき））の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>高校生以下の者以外の者</p> <p>1時間につき 450円 → 460円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>1時間につき 2,370円 → 2,420円</p> <p>5 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 会議室A</p> <p>1時間につき 570円 → 580円</p> <p>(2) メーンスタンンドの更衣室</p> <p>1室1日につき 570円 → 580円</p> <p>(3) 会議室B</p> <p>1時間につき 570円 → 580円</p> <p>6 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) テント</p> <p>1張り1日につき 890円 → 910円</p> <p>(2) 照明設備</p> <p>1面1時間につき 450円 → 460円</p> <p>(3) 放送設備</p> <p>1式1日につき 1,170円 → 1,190円</p> <p>7 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 会議室A</p> <p>1時間につき 660円 → 670円 又は690円 → 又は700円</p> <p>(2) 審判控室</p> <p>1時間につき 430円 → 430円 又は450円 → 又は460円</p> <p>(3) 会議室C</p> <p>1時間につき 470円 → 480円 又は490円 → 又は500円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
22	岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 2,030円 → 2,070円 ～11,040円 → ～11,290円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 3,070円 → 3,140円 ～16,550円 → ～16,930円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 15,440円 → 15,790円 ～82,840円 → ～84,740円</p> <p>2 多目的広場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 210円 → 210円 ～1,310円 → ～1,340円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 310円 → 310円 ～1,980円 → ～2,020円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 1,640円 → 1,670円 ～9,920円 → ～10,140円</p> <p>3 スケート場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 13,780円 → 14,090円 ～73,570円 → ～75,260円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 20,700円 → 21,170円 ～110,470円 → ～113,010円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 103,570円 → 105,950円 ～552,450円 → ～565,150円</p> <p>4 スケート場の個人使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 中学生及び高校生</p> <p>1回につき 710円 → 720円</p> <p>(2) その他の者</p> <p>1回につき 1,080円 → 1,100円</p> <p>5 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) テント</p> <p>1張り1日につき 850円 → 860円</p> <p>(2) 陸上競技用器具</p> <p>1式1日につき 4,730円 → 4,830円</p> <p>(3) 球技用器具</p> <p>ア アマチュアスポーツ</p> <p>1台1日につき 530円 → 540円</p> <p>(利用料金の基準額の上限額 1日につき 2,140円 → 2,180円)</p> <p>イ アマチュアスポーツ以外</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 20)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1台1日につき 2,770円 → 2,830円 (利用料金の基準額の上限額)</p> <p>1日につき 11,130円 → 11,380円)</p> <p>(4) 照明設備 (主競技場)</p> <p>1時間につき 11,040円 → 11,290円</p> <p>(5) 照明設備 (多目的広場及びスケート場 (専用使用に限る。))</p> <p>1時間につき 1,080円 → 1,100円</p> <p>(6) 放送設備</p> <p>1式1日につき 1,100円 → 1,120円</p> <p>6 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 指令室</p> <p>1時間につき 130円 → 140円 又は250円 → 又は250円</p> <p>(2) 会議室B</p> <p>1時間につき 330円 → 330円 又は440円 → 又は450円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
23	岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 1,720円 → 1,750円 ~9,910円 → ~10,130円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 2,630円 → 2,690円 ~14,870円 → ~15,210円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 13,170円 → 13,470円 ~74,420円 → ~76,130円</p> <p>2 主競技場の個人利用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>高校生以下の者以外の者</p> <p>1人2時間につき 100円 → 110円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
24	岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	医療推進課 健康推進課 生活衛生課 医薬安全課	<p>食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 食品衛生法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 158,300円 → 168,000円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 21)

番号	題名	提案課	概要
			<p>(2) 講習会の登録の申請に対する審査 1件につき 94,900円 → 100,800円</p> <p>(3) 営業の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 飲食店営業 1件につき 8,890円又は17,600円 → 9,390円又は18,600円</p> <p>イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 1件につき 7,320円 → 7,720円</p> <p>ウ 食肉販売業 1件につき 5,490円又は10,900円 → 5,780円又は11,400円</p> <p>エ 魚介類販売業 1件につき 5,490円又は10,900円 → 5,780円又は11,400円</p> <p>オ 魚介類競り売り営業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>カ 集乳業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>キ 乳処理業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ク 特別牛乳搾取処理業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ケ 食肉処理業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>コ 食品の放射線照射業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>サ 菓子製造業 1件につき 8,890円又は17,600円 → 9,390円又は18,600円</p> <p>シ アイスクリーム類製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ス 乳製品製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>セ 清涼飲料水製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ソ 食肉製品製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>タ 水産製品製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>チ 氷雪製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ツ 液卵製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>テ 食用油脂製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ト みそ又はしょうゆ製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ナ 酒類製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ニ 豆腐製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ヌ 納豆製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ネ 麺類製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ノ そうざい製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>ハ 複合型そうざい製造業 1件につき 36,000円 → 38,100円</p> <p>ヒ 冷凍食品製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>フ 複合型冷凍食品製造業 1件につき 36,000円 → 38,100円</p> <p>ヘ 潰物製造業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ホ 密封包装食品製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>マ 食品の小分け業 1件につき 17,600円 → 18,600円</p> <p>ミ 添加物製造業 1件につき 24,000円 → 25,400円</p> <p>2 理容師法に基づく理容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 17,500円 → 18,500円</p> <p>3 栄養士法に基づく栄養士の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 5,820円 → 6,140円</p> <p>4 栄養士法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付 1件につき 3,410円 → 3,580円 (2) 栄養士免許証の再交付 1件につき 3,780円 → 3,970円</p> <p>5 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 免許の申請に対する審査 1件につき 21,500円 → 23,000円 (2) 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 23)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 3,410円 → 3,590円</p> <p>(3) 免許証の再交付</p> <p>1 件につき 3,410円 → 3,590円</p> <p>6 興行場法に基づく興行場の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 7,530円又は23,600円 → 7,960円又は25,000円</p> <p>7 旅館業法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 旅館業の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 旅館・ホテル営業</p> <p>1 件につき 23,600円 → 25,000円</p> <p>イ 簡易宿所営業</p> <p>1 件につき 15,400円 → 16,300円</p> <p>ウ 下宿営業</p> <p>1 件につき 15,400円 → 16,300円</p> <p>(2) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p> <p>1 件につき 7,650円 → 8,130円</p> <p>8 公衆浴場法に基づく浴場業の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 7,310円又は23,600円 → 7,730円又は25,000円</p> <p>9 化製場等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 化製場、死亡獣畜取扱場等の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 化製場</p> <p>1 件につき 26,400円 → 27,900円</p> <p>イ 死亡獣畜取扱場</p> <p>1 件につき 16,900円 → 17,800円</p> <p>ウ 魚介類を原料とする油脂の製造施設等</p> <p>1 件につき 16,900円 → 17,800円</p> <p>(2) 動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 9,000円 → 9,470円</p> <p>10 保健師助産師看護師法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 准看護師の免許の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 5,870円 → 6,230円</p> <p>(2) 准看護師再教育研修の実施</p> <p>ア 戒告の処分を受けた准看護師に対する准看護師再教育研修</p> <p>1 件につき 50,800円 → 52,300円</p> <p>イ 3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師又は准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修</p> <p>1 件につき 93,300円 → 95,900円</p> <p>(3) 准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 5,890円 → 6,260円</p> <p>(4) 助産婦名簿の謄本の交付</p> <p>1 件につき 4,500円 → 4,780円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 24)

番号	題名	提案課	概要
			<p>11 保健師助産師看護師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 准看護師免許証の書換交付 1 件につき 3,600円 → 3,810円</p> <p>(2) 准看護師免許証の再交付 1 件につき 4,330円 → 4,580円</p> <p>(3) 保健婦免状、看護婦免状又は看護人免状の書換交付 1 件につき 3,580円 → 3,800円</p> <p>(4) (3)の免状の再交付 1 件につき 4,300円 → 4,560円</p> <p>12 医療法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 病院、診療所又は助産所の開設の許可の申請に対する審査 ア 病院 1 件につき 42,900円 → 45,600円 イ 診療所 1 件につき 19,400円 → 20,600円 ウ 助産所 1 件につき 12,200円 → 12,900円</p> <p>(2) 病院、診療所又は助産所の構造設備の検査 ア 病院 1 件につき 19,900円又は45,300円 → 21,100円又は48,000円 イ 診療所 1 件につき 10,400円又は23,500円 → 11,000円又は24,900円 ウ 助産所 1 件につき 8,340円又は17,400円 → 8,860円又は18,400円</p> <p>13 死体解剖保存法に基づく死体の保存の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 3,580円 → 3,790円</p> <p>14 クリーニング業法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) クリーニング所の構造設備の検査 1 件につき 17,500円 → 18,500円</p> <p>(2) クリーニング師の免許の申請に対する審査 1 件につき 5,820円 → 6,180円</p> <p>(3) クリーニング師試験の実施 1 件につき 9,470円 → 9,970円</p> <p>15 クリーニング業法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) クリーニング師免許証の訂正 1 件につき 3,070円 → 3,250円</p> <p>(2) クリーニング師免許証の再交付 1 件につき 3,570円 → 3,780円</p> <p>16 毒物及び劇物取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 1件につき 15,400円 → 16,300円</p> <p>(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査 1件につき 42,300円 → 44,800円</p> <p>(3) (1)の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 6,980円 → 7,300円</p> <p>(4) (2)の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 14,200円 → 14,900円</p> <p>(5) 毒物劇物取扱者試験の実施 1件につき 11,400円 → 12,000円</p> <p>(6) (2)の登録の変更の申請に対する審査 1件につき 6,690円 → 7,050円</p> <p>17 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付 1件につき 2,520円 → 2,660円</p> <p>(2) (1)の登録票の再交付 1件につき 4,200円 → 4,440円</p> <p>18 覚醒剤取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査 1件につき 4,130円 → 4,360円</p> <p>(2) 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき 2,900円 → 3,050円</p> <p>(3) 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 覚醒剤原料取扱者の指定 1件につき 12,300円 → 13,000円</p> <p>イ 覚醒剤原料研究者の指定 1件につき 4,130円 → 4,360円</p> <p>19 麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 麻薬卸売業者等の免許の申請に対する審査 免許の区分に応じ、 1件につき → 1件につき 4,130円～15,300円 4,360円～16,200円</p> <p>(2) (1)の者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付 1件につき 2,900円 → 3,050円</p> <p>(3) 向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査</p> <p>ア 向精神薬卸売業者の免許 1件につき 15,300円 → 16,200円</p> <p>イ 向精神薬小売業者の免許 1件につき 4,130円 → 4,360円</p> <p>(4) 向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 4,130円 → 4,360円</p> <p>20 と畜場法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 一般と畜場 1 件につき 23,400円 → 24,600円</p> <p>イ 簡易と畜場 1 件につき 11,000円 → 11,500円</p> <p>(2) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛 (生体重60キログラム以内の子牛を除く。) 1 件につき 790円 → 830円</p> <p>イ 馬 1 件につき 790円 → 830円</p> <p>ウ 豚 1 件につき 360円 → 380円</p> <p>21 美容師法に基づく美容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 17,500円 → 18,500円</p> <p>22 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 衛生検査所の登録の申請に対する審査 1 件につき 83,400円 → 88,200円</p> <p>(2) 衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査 1 件につき 63,500円 → 67,100円</p> <p>23 臨床検査技師等に関する法律施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1 件につき 8,470円 → 9,000円</p> <p>(2) 衛生検査所の登録証明書の再交付 1 件につき 8,470円 → 9,000円</p> <p>24 調理師法に基づく調理師の免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 5,820円 → 6,180円</p> <p>25 調理師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 調理師免許証の書換交付 1 件につき 3,390円 → 3,580円</p> <p>(2) 調理師免許証の再交付 1 件につき 3,780円 → 4,000円</p> <p>26 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 薬局の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,600円 → 32,400円</p> <p>(2) (1)の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,400円 → 13,000円</p> <p>(3) 地域連携薬局の認定の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 11,400円 → 11,800円</p> <p>(4) (3)の認定の更新の申請に対する審査 1 件につき 11,400円 → 11,800円</p> <p>(5) 専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査 1 件につき 11,400円 → 11,800円</p> <p>(6) (5)の認定の更新の申請に対する審査 1 件につき 11,400円 → 11,800円</p> <p>(7) 医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,600円 → 32,400円</p> <p>(8) (7)の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,400円 → 13,000円</p> <p>(9) 医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付 1 件につき 7,480円 → 7,910円</p> <p>(10) (9)の身分証明書の書換え交付 1 件につき 2,200円 → 2,290円</p> <p>(11) (9)の身分証明書の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(12) 一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験の実施 1 件につき 15,700円 → 16,400円</p> <p>(13) 医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,590円 → 8,030円</p> <p>(14) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査 1 件につき 31,400円 → 33,200円</p> <p>(15) (14)の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,700円 → 13,300円</p> <p>(16) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 31,500円 → 33,300円</p> <p>(17) (16)の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,700円 → 13,300円</p> <p>(18) 医薬品の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,590円 → 8,030円</p> <p>(19) 薬局開設の許可証の書換え交付 1 件につき 2,240円 → 2,330円</p> <p>(20) (19)の許可証の再交付</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 28)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(21) 地域連携薬局等の認定証の書換え交付 1 件につき 2,210円 → 2,300円</p> <p>(22) (21)の認定証の再交付 1 件につき 3,050円 → 3,210円</p> <p>(23) 医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,250円 → 2,340円</p> <p>(24) (23)の許可証の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(25) 医薬品等の製造業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,200円 → 2,290円</p> <p>(26) (25)の許可証の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(27) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付 1 件につき 2,210円 → 2,300円</p> <p>(28) (27)の登録証の再交付 1 件につき 3,040円 → 3,180円</p> <p>(29) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査の基準確認証の書換え交付 1 件につき 2,210円 → 2,300円</p> <p>(30) (29)の基準確認証の再交付 1 件につき 3,040円 → 3,180円</p> <p>(31) 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,270円 → 2,360円</p> <p>(32) (31)の許可証の再交付 1 件につき 3,110円 → 3,260円</p> <p>(33) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付 1 件につき 2,270円 → 2,360円</p> <p>(34) (33)の登録証の再交付 1 件につき 3,110円 → 3,260円</p> <p>(35) 再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,270円 → 2,360円</p> <p>(36) (35)の許可証の再交付 1 件につき 3,110円 → 3,260円</p> <p>(37) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,240円 → 2,330円</p> <p>(38) (37)の許可証の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(39) 医療機器の修理業の許可証の書換え交付</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 2,200円 → 2,290円 (40) (39)の許可証の再交付</p> <p>1 件につき 3,090円 → 3,240円 (41)医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 7,800円～157,500円 8,230円～167,400円</p> <p>(42) (41)の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 4,910円～145,000円 5,090円～154,100円</p> <p>(43)医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 11,700円～94,600円 12,300円～100,500円</p> <p>(44) (43)の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 6,160円～53,400円 6,420円～56,700円</p> <p>(45) (43)の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p> <p>許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 32,300円～85,000円 34,200円～90,300円</p> <p>(46)医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査</p> <p>登録の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 35,100円～49,900円 37,200円～52,900円</p> <p>(47) (46)の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 25,300円 → 26,700円</p> <p>(48)医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査</p> <p>承認の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 90円～223,500円 90円～237,600円</p> <p>(49)医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査</p> <p>ア 承認の申請に対する調査</p> <p>調査の区分に応じ、 1 品目につき → 1 品目につき 25,000円～74,300円 26,400円～78,900円</p> <p>イ 一定期間経過後に行う調査</p> <p>調査の区分に応じ、 1 件につき 58,500円～ 1 件につき 62,100円～ 133,900円に 1 品目に → 142,300円に 1 品目に つき 510円～3,130円を つき 540円～3,330円を 加えた額 加えた額</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ウ 知事が必要と認めるときに行う調査 調査の区分に応じ、 1 件につき 58,500円～ 133,900円に 1 品目に つき 510円～3,130円を 加えた額 → 142,300円に 1 品目に つき 540円～3,330円を 加えた額</p> <p>(50) 医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 承認の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 90円～113,300円 → 90円～120,400円</p> <p>(51) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査 調査の区分に応じ、 1 件につき 58,500円～ 133,900円に 1 品目に つき 510円～3,130円を 加えた額に 1 業者につ き 5,220円～10,400円を 加えた額 → つき 540円～3,330円を 加えた額に 1 業者につ き 5,550円～11,000円を 加えた額</p> <p>(52) 変更計画に係る適合性の確認 確認の区分に応じ、 1 品目につき → 1 品目につき 25,000円～74,300円 → 26,400円～78,900円</p> <p>(53) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 100,400円～158,300円 → 106,700円～168,300円</p> <p>(54) (53) の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 1 件につき → 1 件につき 81,300円～153,000円 → 86,300円～162,700円</p> <p>(55) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査 1 件につき 39,600円 → 42,000円</p> <p>(56) (55) の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 30,200円 → 32,000円</p> <p>(57) 再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 158,300円 → 168,300円</p> <p>(58) (57) の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 145,700円 → 154,900円</p> <p>(59) 医療機器の修理業の許可の申請に対する審査 1 件につき 73,200円 → 77,700円</p> <p>(60) (59) の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 50,800円 → 53,900円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(61) 医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 1件につき 18,900円 → 20,000円</p> <p>(62) 輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査 ア 製造の申請に対する調査 調査の区分に応じ、 1品目につき 25,000円～74,300円 → 1品目につき 26,400円～78,900円 イ 一定期間経過後に行う調査 調査の区分に応じ、 1件につき58,500円～133,900円に1品目に つき510円～3,130円を 加えた額 → 142,300円に1品目に つき540円～3,330円を 加えた額</p> <p>(63) 販売従事登録証の書換え交付 1件につき 2,190円 → 2,280円</p> <p>(64) 販売従事登録証の再交付 1件につき 3,140円 → 3,290円</p> <p>27 製菓衛生師法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 製菓衛生師免許の申請に対する審査 1件につき 5,820円 → 6,180円 (2) 製菓衛生師試験の実施 1件につき 9,800円 → 10,300円</p> <p>28 製菓衛生師法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 製菓衛生師免許証の書換え交付 1件につき 2,960円 → 3,130円 (2) 製菓衛生師免許証の再交付 1件につき 3,700円 → 3,910円</p> <p>29 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく次の事業の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 (1) 建築物清掃業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (2) 建築物空気環境測定業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (3) 建築物空気調和用ダクト清掃業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (4) 建築物飲料水水質検査業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (5) 建築物飲料水貯水槽清掃業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (6) 建築物排水管清掃業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (7) 建築物ねずみ昆虫等防除業 1件につき 36,500円 → 38,700円 (8) 建築物環境衛生総合管理業</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 47,000円 → 49,900円</p> <p>30 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査 1 件につき 15,900円 → 16,800円</p> <p>(2) (1)の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 15,900円 → 16,800円</p> <p>(3) 動物取扱責任者研修の実施 1 件につき 1,620円 → 1,670円</p> <p>(4) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査 1 件につき 14,900円 → 15,600円</p> <p>(5) (4)の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 9,760円 → 10,200円</p> <p>31 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 第一種動物取扱業の登録証の再交付 1 件につき 2,090円 → 2,210円</p> <p>(2) 特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付 1 件につき 2,090円 → 2,210円</p> <p>32 旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法に基づく診療エックス線技師免許証の再交付に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 4,390円 → 4,660円</p> <p>33 旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 件につき 3,890円 → 4,130円</p> <p>34 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査 1 件につき 20,500円 → 21,600円</p> <p>(2) 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1 件につき 11,300円 → 11,900円</p> <p>(3) 食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 1 件につき 158,400円 → 168,000円</p> <p>(4) 講習会の登録の申請に対する審査 1 件につき 94,900円 → 100,700円</p> <p>(5) 確認規程の認定の申請に対する審査 1 件につき 5,720円 → 6,060円</p> <p>(6) 確認規程の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 2,440円 → 2,580円</p> <p>35 母体保護法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 受胎調節実地指導員指定証の交付 1 件につき 4,200円 → 4,450円</p> <p>(2) 受胎調節実地指導員標識の交付 1 件につき 3,270円 → 3,460円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 33)

番号	題名	提案課	概要
			<p>(3) 受胎調節実地指導員指定証の訂正 1 件につき 2,530円 → 2,670円</p> <p>(4) 受胎調節実地指導員指定証の再交付 1 件につき 2,980円 → 3,160円</p> <p>(5) 受胎調節実地指導員標識の再交付 1 件につき 2,670円 → 2,820円</p> <p>36 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
25	岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	健康推進課	<p>岡山県精神保健福祉センターにおける診断書等の交付事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>診断書その他の証明書の交付に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 診断書</p> <p>(1) 簡易なものとして知事が別に定めるもの 1 通につき 1,050円 → 1,100円</p> <p>(2) 複雑なものとして知事が別に定めるもの 1 通につき 4,910円 → 5,190円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外のもの 1 通につき 1,810円 → 1,910円</p> <p>2 その他の証明書</p> <p>1 通につき 890円 → 930円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
26	岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例	健康推進課	<p>岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の検査等又は施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 人間ドック 1回につき 41,100円 → 42,000円</p> <p>2 健康実践講座 1講座につき 1,310円 → 1,340円</p> <p>3 施設自由利用 3時間につき 1,070円 → 1,090円 1月につき 8,230円 → 8,410円</p> <p>4 健康増進指導体験 1回につき 1,850円 → 1,890円</p> <p>5 筋力測定 1回につき 8,250円 → 8,430円</p> <p>6 体脂肪測定 1回につき 1,080円 → 1,100円</p> <p>7 骨強度測定 1回につき 1,080円 → 1,100円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 34)

番号	題名	提案課	概要
			<p>8 多目的聴講室 　　3時間まで 3,930円 → 4,020円 　　3時間を超え、1時間までごとに 1,310円 → 1,340円</p> <p>9 大会議室 　　3時間まで 13,440円 → 13,740円 　　3時間を超え、1時間までごとに 4,480円 → 4,580円</p> <p>10 小会議室 　　3時間まで 3,270円 → 3,330円 　　3時間を超え、1時間までごとに 1,090円 → 1,110円</p> <p>11 栄養指導室 　　3時間まで 3,660円 → 3,720円 　　3時間を超え、1時間までごとに 1,220円 → 1,240円</p> <p>12 開放研究室 　　1室1月につき 145,800円 → 149,100円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
27	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	生活衛生課	<p>食品衛生法施行規則の一部改正に鑑み、飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合における営業施設基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合における営業施設基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
28	岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	生活衛生課	<p>犬又は猫の引取りに係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>犬又は猫の引取りに係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 生後91日以上の犬又は猫 　　1頭又は1匹につき 　　　2,030円 → 2,150円</p> <p>2 生後91日未満の犬又は猫 　　5頭又は5匹までにつき 　　　1,010円（5頭又は5匹 　　　　を超える場合にあっては、 　　　　1,010円に5頭又は5匹 　　　　を超える部分が5頭又は 　　　　5匹までごとに1,010円 　　　　を加算した額） 　　　1,060円（5頭又は5匹 　　　　を超える場合にあっては、 　　　　1,060円に5頭又は5匹 　　　　を超える部分が5頭又は 　　　　5匹までごとに1,060円 　　　　を加算した額）</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
29	岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例	生活衛生課	<p>ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>ふぐ処理師の免許等に係る手数料の額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ふぐ処理師の免許 1 件につき 5,260円 → 5,570円 2 ふぐ処理師試験 1 件につき 16,500円 → 17,300円 3 ふぐ処理師免許証の書換え交付 1 件につき 3,070円 → 3,240円 4 ふぐ処理師免許証の再交付 1 件につき 3,070円 → 3,240円 5 ふぐ処理業者の登録 1 件につき 5,910円 → 6,210円 6 ふぐ処理業者登録証の書換え交付 1 件につき 3,150円 → 3,330円 7 ふぐ処理業者登録証の再交付 1 件につき 3,150円 → 3,330円 <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
30	岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	医薬安全課	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県保健医療関係手数料徴収条例において引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 2 岡山県保健医療関係手数料徴収条例において引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令に改める。 <p>(施行期日 令和8年5月1日)</p>
31	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の資格の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の職員の資格の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 36)

番号	題名	提案課	概要
32	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課 子ども家庭課	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、乳児院の職員等の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 乳児院の職員等の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 2 乳児院の長の資格等の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 3 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
33	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定児童発達支援事業所等の従業者の員数の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>指定児童発達支援事業所等の従業者の員数の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
34	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設の従業者の員数の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 指定障害児入所施設の従業者の員数の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
35	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査課	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の数等の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>幼保連携型認定こども園の職員の数等の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
36	岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	指導監査課 子ども未来課 長寿社会課	<p>児童福祉法の一部改正により、地域限定保育士の制度が導入されたことに鑑み、地域限定保育士試験の実施に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 児童福祉法に基づく事務について、手数料の額を定める。 (1) 地域限定保育士試験の実施</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 12,700円</p> <p>(2) 地域限定保育士登録の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 4,200円</p> <p>2 児童福祉法施行令に基づく事務について、手数料の額を定める。</p> <p>(1) 地域限定保育士登録証の書換え交付</p> <p>1 件につき 1,600円</p> <p>(2) 地域限定保育士登録証の再交付</p> <p>1 件につき 1,100円</p> <p>3 児童福祉法施行規則に基づく地域限定保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の額を定める。</p> <p>1 件につき 2,400円</p> <p>4 介護保険法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施</p> <p>1 件につき 9,640円 → 10,000円</p> <p>(2) 介護支援専門員の登録</p> <p>1 件につき 1,690円 → 1,780円</p> <p>(3) 介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 1,280円 → 1,340円</p> <p>(4) 介護支援専門員証の交付の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 2,780円 → 2,940円</p> <p>(5) 介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 2,880円 → 3,020円</p> <p>(6) 介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 66,600円 → 68,900円</p> <p>(7) 介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 35,600円 → 36,700円</p> <p>(8) 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 67,600円 → 69,900円</p> <p>(9) 介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 35,100円 → 36,200円</p> <p>5 介護保険法施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 介護支援専門員証の書換え交付</p> <p>1 件につき 2,890円 → 3,050円</p> <p>(2) 介護支援専門員証の再交付</p> <p>1 件につき 3,530円 → 3,730円</p> <p>6 1 (1) 又は3の事務を指定試験機関に行わせることとしたときは、地域限定保育士試験を受けようとする者等は、地域限定保育士試験等に係る手数料を当該指定試験機関に納付しなければならないこととする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和8年4月1日)</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 38)

番号	題名	提案課	概要																																
37	岡山県総合福祉・ボランティア・N P O会館条例の一部を改正する条例	地域福祉課	<p>岡山県総合福祉・ボランティア・N P O会館の円滑な管理運営を図るため、会議室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の会議室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 301会議室</p> <p>ア 全室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>6,690円 ～18,000円</td> <td>→</td> <td>6,840円 ～18,400円</td> </tr> </table> <p>イ 半室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>3,280円 ～9,000円</td> <td>→</td> <td>3,350円 ～9,200円</td> </tr> </table> <p>(2) 302会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>750円 ～1,970円</td> <td>→</td> <td>760円 ～2,010円</td> </tr> </table> <p>(3) 401会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>3,940円 ～10,800円</td> <td>→</td> <td>4,030円 ～11,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 701会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>750円 ～1,970円</td> <td>→</td> <td>760円 ～2,010円</td> </tr> </table> <p>(5) 702会議室、703会議室及び704会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>1,310円 ～3,510円</td> <td>→</td> <td>1,340円 ～3,590円</td> </tr> </table> <p>(6) 705会議室及び706会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>1,850円 ～4,930円</td> <td>→</td> <td>1,890円 ～5,040円</td> </tr> </table> <p>(7) 707会議室及び708会議室</p> <table> <tr> <td>時間区分により</td> <td>1,310円 ～3,510円</td> <td>→</td> <td>1,340円 ～3,590円</td> </tr> </table> <p>2 プロジェクターの利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1式1回につき 970円 → 990円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	時間区分により	6,690円 ～18,000円	→	6,840円 ～18,400円	時間区分により	3,280円 ～9,000円	→	3,350円 ～9,200円	時間区分により	750円 ～1,970円	→	760円 ～2,010円	時間区分により	3,940円 ～10,800円	→	4,030円 ～11,000円	時間区分により	750円 ～1,970円	→	760円 ～2,010円	時間区分により	1,310円 ～3,510円	→	1,340円 ～3,590円	時間区分により	1,850円 ～4,930円	→	1,890円 ～5,040円	時間区分により	1,310円 ～3,510円	→	1,340円 ～3,590円
時間区分により	6,690円 ～18,000円	→	6,840円 ～18,400円																																
時間区分により	3,280円 ～9,000円	→	3,350円 ～9,200円																																
時間区分により	750円 ～1,970円	→	760円 ～2,010円																																
時間区分により	3,940円 ～10,800円	→	4,030円 ～11,000円																																
時間区分により	750円 ～1,970円	→	760円 ～2,010円																																
時間区分により	1,310円 ～3,510円	→	1,340円 ～3,590円																																
時間区分により	1,850円 ～4,930円	→	1,890円 ～5,040円																																
時間区分により	1,310円 ～3,510円	→	1,340円 ～3,590円																																
38	児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども家庭課	<p>一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、一時保護施設の職員の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 一時保護施設の職員の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</p> <p>2 一時保護施設の児童指導員の資格の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>																																

番号	題名	提案課	概要
39	岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	長寿社会課	<p>国民健康保険法等の一部改正に鑑み、市町村から徴収すべき国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し、必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 市町村から徴収すべき国民健康保険事業費納付金の額の算定に用いる子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和8年4月1日。ただし、 2の一部については、条例の公布の日)</p>
40	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例	企業誘致・投資促進課	<p>岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 大展示場 1時間につき 60,420円 → 61,800円</p> <p>(2) 中展示場 1時間につき 40,990円 → 41,930円</p> <p>(3) 小展示場 1時間につき 30,760円 → 31,460円</p> <p>(4) 屋外展示場 1時間につき 9,430円 → 9,640円</p> <p>2 次の展示場の附属設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷暖房設備 ア 大展示場 1時間につき 25,590円 → 26,170円 イ 中展示場 1時間につき 17,380円 → 17,770円 ウ 小展示場 1時間につき 9,530円 → 9,740円</p> <p>(2) 水道設備 利用量 1 m³につき 480円 → 490円</p> <p>3 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 国際会議場 1時間につき 10,420円 → 10,650円</p> <p>(2) パンケットホール 1時間につき 5,260円 → 5,380円</p> <p>(3) 中会議室 1時間につき 3,010円 → 3,070円</p> <p>(4) 小会議室 1時間につき 1,540円 → 1,570円</p> <p>(5) レストラン・売店</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 40)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 m² 1月につき 1,330円 → 1,360円</p> <p>4 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 同時通訳装置 1式1日につき 33,680円 → 34,450円</p> <p>(2) 会議進行管理表示装置 1式1日につき 22,450円 → 22,960円</p> <p>(3) ビデオプロジェクター 1台1日につき 56,150円 → 57,440円</p> <p>(4) 可動席装置 1式1日につき 56,150円 → 57,440円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
41	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 研究室（大） 1室1月につき 50,160円 → 51,310円</p> <p>(2) 研究室（小） 1室1月につき 42,990円 → 43,970円</p> <p>(3) セミナー室 1時間につき 1,970円 → 2,010円</p> <p>(4) 会議室 1時間につき 580円 → 590円</p> <p>2 次の設備の利用料金の基準額を定める。</p> <p>(1) マルチガス分析計 1時間につき 1,070円</p> <p>(2) 合成ガス炉システム 8時間につき 81,660円</p> <p>(3) 自動滴定装置 1時間につき 1,160円</p> <p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) カーボン分析装置 1時間につき 3,660円 → 3,740円</p> <p>(2) 走査型電子顕微鏡 ア 觀察に使用するとき 1時間につき 4,700円 → 4,800円 イ 分析に使用するとき 1時間につき 9,420円 → 9,630円</p> <p>(3) 熱分析システム 8時間につき 14,050円 → 14,370円</p> <p>(4) 紫外可視分光光度計 1時間につき 2,100円 → 2,140円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 41)

番号	題名	提案課	概要
			<p>(5) デジタルマイクロスコープ 1時間につき 2,180円 → 2,230円</p> <p>(6) 蛍光顕微鏡システム 1時間につき 2,210円 → 2,260円</p> <p>(7) レーザー顕微鏡 1時間につき 2,410円 → 2,460円</p> <p>(8) 蛍光エックス線分析装置 ア 半定量分析に使用するとき 1時間につき 10,090円 → 10,320円 イ 定量分析に使用するとき 1時間につき 9,900円 → 10,120円</p> <p>(9) 示差熱・熱重量同時測定装置 4時間につき 10,880円 → 11,130円</p> <p>(10) 水分測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 3,100円 → 3,170円 イ 測定条件が熱間(130度未満)のとき 4時間につき 10,340円 → 10,570円 ウ 測定条件が熱間(130度以上1,000度以下)のとき 8時間につき 26,720円 → 27,330円</p> <p>(11) 超高温微小領域エックス線回折装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 10,050円 → 10,280円 イ 測定条件が熱間のとき 4時間につき 129,370円 → 132,340円</p> <p>(12) 微構造連続撮影解析装置 1時間につき 860円 → 870円</p> <p>(13) I C P発光分析装置 1時間につき 8,110円 → 8,290円</p> <p>(14) 走査電子顕微鏡分析システム 1時間につき 11,170円 → 11,420円</p> <p>(15) 粒度分布測定装置 1時間につき 2,140円 → 2,180円</p> <p>(16) 炭素・硫黄分析装置 1時間につき 4,220円 → 4,310円</p> <p>(17) 二色式熱画像カメラシステム 1時間につき 2,260円 → 2,310円</p> <p>(18) 流動式比表面積自動測定装置 1時間につき 1,570円 → 1,600円</p> <p>(19) 熱定数測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 3,020円 → 3,080円 イ 測定条件が熱間のとき 4時間につき 12,400円 → 12,680円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 42)

番号	題名	提案課	概要
			<p>(20) 万能材料試験機（最大荷重が10トン未満のもの） 1時間につき 2,710円 → 2,770円</p> <p>(21) 万能材料試験機（最大荷重が100トン未満のもの） 1時間につき 2,020円 → 2,060円</p> <p>(22) 真密度測定装置 1時間につき 1,220円 → 1,240円</p> <p>(23) 硬度計 1時間につき 970円 → 990円</p> <p>(24) 熱伝導率測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき 4,270円 → 4,360円 イ 測定条件が熱間のとき 8時間につき 18,680円 → 19,100円</p> <p>(25) 荷重軟化試験機 8時間につき 26,910円 → 27,520円</p> <p>(26) 高熱伝導率測定装置 8時間につき 30,060円 → 30,750円</p> <p>(27) 電気管状炉 8時間につき 14,750円 → 15,080円</p> <p>(28) 热間圧縮強さ測定装置 8時間につき 60,190円 → 61,570円</p> <p>(29) 高温粘性測定装置 8時間につき 76,680円 → 78,440円</p> <p>(30) 热膨張試験装置 8時間につき 32,490円 → 33,230円</p> <p>(31) 動弾性率測定装置 1時間につき 2,330円 → 2,380円</p> <p>(32) 热間曲げ試験機 8時間につき 31,580円 → 32,300円</p> <p>(33) 細孔分布測定装置 1時間につき 6,360円 → 6,500円</p> <p>(34) 热間クリープ試験装置 8時間につき 17,710円 → 18,110円</p> <p>(35) 荷重下膨張試験装置 8時間につき 56,920円 → 58,220円</p> <p>(36) ジョークラッシャー 1時間につき 490円 → 500円</p> <p>(37) ボールミル 4時間につき 790円 → 800円</p> <p>(38) ダイヤカットマシン 1時間につき 3,620円 → 3,700円</p> <p>(39) 小型混練機 1時間につき 3,490円 → 3,570円</p> <p>(40) 精密加工機</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 43)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 時間につき 1,980円 → 2,020円 (41) 多目的高温炉 8 時間につき 50,090円 → 51,240円 (42) 粉碎機 1 時間につき 600円 → 610円 (43) 精密平面研削盤 1 時間につき 4,540円 → 4,640円 (44) 前扉式高温電気炉 8 時間につき 17,360円 → 17,750円 (45) 炉床昇降式高温炉 8 時間につき 15,240円 → 15,590円 (46) 小型試料切断機 1 時間につき 1,850円 → 1,890円 (47) 冷間等方圧プレス 1 時間につき 2,460円 → 2,510円 (48) 測定器、記録計、前処理機その他の計測機器 1台1時間につき 800円 → 810円 4 設備のうち、酸素・窒素分析装置を廃止する。 (施行期日 令和8年4月1日) </p>
42	岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 大会議室 全室1時間につき 6,800円 → 6,950円 大室1時間につき 4,050円 → 4,140円 小室1時間につき 2,620円 → 2,680円</p> <p>2 中会議室 全室1時間につき 2,950円 → 3,010円 半室1時間につき 1,520円 → 1,550円</p> <p>3 小会議室 1時間につき 650円 → 660円</p> <p>4 円卓会議室 1時間につき 1,310円 → 1,340円</p> <p>5 研修室 1時間につき 2,070円 → 2,110円</p> <p>6 交流サロン（専用して利用する場合に限る。） 1時間につき 4,270円 → 4,360円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
43	岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 計量法に基づく計量器の検定、検査等に係る手数料の額を改定する。</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 44)

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 特定計量器の検定 1個につき 60円～24,040円にひょう量 → 60円～25,240円にひょう量 に応じた額を加えた額</p> <p>2 特定計量器の装置検査 1個につき 740円 → 780円</p> <p>3 特殊容器の製造者の指定 1件につき 169,550円 → 179,150円</p> <p>4 特定計量器の定期検査 1個につき 10円～31,920円にひょう量 → 10円～33,540円にひょう量 に応じた額を加えた額</p> <p>5 届出製造事業者の指定に係る検査 1件につき 443,610円 → 469,260円</p> <p>6 基準器検査 1個につき 500円～ 35,340円 → 530円～ 37,400円</p> <p>7 計量証明の事業の登録 1件につき 56,480円 → 59,460円</p> <p>8 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付 1件につき 1,830円 → 1,940円</p> <p>9 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付 1枚につき 800円 → 850円</p> <p>10 計量証明の事業の登録簿の閲覧 1回につき 390円 → 420円</p> <p>11 計量証明事業者使用の特定計量器の計量証明検査 1個につき 10円～ 134,050円 → 10円～ 140,040円</p> <p>12 適正計量管理事業所の指定 1件につき 2,680円 → 2,840円</p> <p>13 適正計量管理事業所の指定に係る検査 1件につき 7,830円 → 8,200円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
44	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 研究室（大） 1室1月につき 97,470円 → 99,710円</p> <p>2 研究室（小） 1室1月につき 49,490円 → 50,620円</p> <p>3 試作開発室 1室1月につき 193,290円 → 197,730円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>

番号	題名	提 案 課	概 要
45	岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金条例	経営支援課	<p>物価の高騰、各国の通商政策等の影響を受ける中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図るため、岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県物価高騰等対応中小企業支援基金を設置する。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
46	岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例	農政企画課	<p>岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、水産研究所の魚病検査に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産研究所の魚病検査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 23,770円 → 24,590円 2 次の業務に係る手数料を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 畜産研究所の牛の受精卵の雌雄の判別 (2) 畜産研究所の牛の受精卵の凍結 3 その他規定の整備を行う。 <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
47	岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	農 産 課 畜 産 課 治 山 課 水 産 課	<p>肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 35,720円 → 36,860円 2 漁船法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁船の登録の申請に対する審査 <ol style="list-style-type: none"> ア 無動力漁船 1 隻につき 4,870円 → 5,100円 イ 総トン数20トン未満の動力漁船 1 隻につき 7,270円 → 7,400円 ウ 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1 隻につき 7,770円 → 7,900円 エ 総トン数100トン以上の動力漁船 1 隻につき 8,270円 → 8,400円 (2) 漁船の登録謄本の交付 用紙1枚につき 460円 → 500円 3 家畜改良増殖法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 種畜証明書の書換交付 1 件につき 860円 → 880円 (2) 種畜証明書の再交付 1 件につき 860円 → 880円 (3) 家畜人工授精師の免許の申請に対する審査 1 件につき 1,900円 → 1,970円 (4) 家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査 1 件につき 5,800円 → 5,960円 4 家畜改良増殖法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 家畜人工授精師免許証の書換交付 1 件につき 1,800円 → 1,870円</p> <p>(2) 家畜人工授精師免許証の再交付 1 件につき 1,800円 → 1,870円</p> <p>5 家畜改良増殖法施行規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 1 件につき 1,800円 → 1,870円</p> <p>(2) 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1 件につき 1,800円 → 1,870円</p> <p>6 養鶏振興法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) ふ化業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 8,270円 → 8,500円</p> <p>(2) ふ化場の確認の申請に対する審査 1 件につき 8,270円 → 8,500円</p> <p>7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 30,600円 → 32,400円</p> <p>(2) 医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,400円 → 13,000円</p> <p>(3) 医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書に係る事務</p> <p>ア 身分証明書の交付 1 件につき 7,480円 → 7,910円</p> <p>イ 身分証明書の書換え交付 1 件につき 2,200円 → 2,290円</p> <p>ウ 身分証明書の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>(4) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 1 件につき 31,400円 → 33,200円</p> <p>(5) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,700円 → 13,300円</p> <p>(6) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1 件につき 31,500円 → 33,300円</p> <p>(7) 再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1 件につき 12,700円 → 13,300円</p> <p>(8) 指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 7,590円 → 8,030円</p> <p>(9) 指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に必要な資質を有するとの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査 1 件につき 7,590円 → 8,030円</p> <p>8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1 件につき 2,240円 → 2,330円</p> <p>(2) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付 1 件につき 3,090円 → 3,240円</p> <p>9 動物用医薬品等取締規則に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 販売従事登録証の書換え交付 1 件につき 2,190円 → 2,280円</p> <p>(2) 販売従事登録証の再交付 1 件につき 3,140円 → 3,290円</p> <p>10 林業種苗法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 生産事業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 6,500円 → 6,750円</p> <p>(2) 講習会の開催 1 回につき 14,550円 → 16,670円</p> <p>(3) 生産事業者の登録証の書替交付 1 件につき 3,650円 → 3,790円</p> <p>(4) 生産事業者の登録証の再交付 1 件につき 3,170円 → 3,290円</p> <p>(5) 種穂が育種母樹等から採取されたものであること又は苗木が育種母樹等から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査</p> <p>ア 種穂 1 件につき 36,530円に種子にあっては 1 キログラムにつき6,120 円、穂木にあっては1万本 につき5,270円を合算した 額 → 38,040円に種子にあっては 1 キログラムにつき6,350 円、穂木にあっては1万本 につき5,460円を合算した 額</p> <p>イ 苗木 1 件につき 36,530円に幼苗にあっては 1 万本につき3,730円、幼苗 以外の苗木にあっては1万 本につき5,740円に証明に 係る事実の確認の回数を乗 じて得た額を合算した額 → 38,040円に幼苗にあっては 1 万本につき3,860円、幼苗 以外の苗木にあっては1万 本につき5,840円に証明に 係る事実の確認の回数を乗 じて得た額を合算した額</p>

番号	題名	提 案 課	概 要
			<p>11 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 遊漁船業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 28,550円 → 30,040円</p> <p>(2) 遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査 1 件につき 17,330円 → 18,220円</p> <p>12 小型漁船の総トン数の測度に関する政令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 総トン数3トン未満の小型漁船に係る測度を行う場合であって実測を伴うもの 1 隻につき 10,050円 → 10,400円</p> <p>(2) 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船に係る測度を行う場合であって実測を伴うもの ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 1 隻につき 16,050円 → 16,100円</p> <p>イ その他の場合 1 隻につき 10,050円 → 10,400円</p> <p>13 家畜伝染病予防法に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。</p> <p>(1) 牛のダニ予防駆除の薬浴</p> <p>(2) 蜜蜂のダニ予防駆除の薬浴</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
48	岡山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	畜 産 課	<p>牛の受精卵の移植に関する業務の円滑な遂行を図るため、当該業務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 牛の受精卵の移植に関する業務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 採卵 1回につき 16,330円 → 16,530円</p> <p>2 受精卵の移植 1回につき 11,550円 → 11,880円</p> <p>3 受精卵の凍結 1卵につき 710円 → 720円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
49	岡山県畜産関係講習手数料徴収条例の一部を改正する条例	畜 産 課	<p>家畜商法等に基づく講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 1 家畜商講習手数料の額を改定する。 1人につき 3,450円 → 3,500円</p> <p>2 家畜人工授精等講習手数料の額を改定する。 家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会 1人につき 36,310円 → 36,900円 (家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修業試験合格者の場合 1人につき 10,950円 → 11,100円)</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要																																				
50	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	治山課	<p>森林法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例において引用する森林法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>																																				
51	岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例	水産課	<p>県漁港施設の円滑な管理運営を図るため、小型船舶係留施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>小型船舶係留施設の使用料の額を改定する。</p> <p>1 プレジャーボート</p> <p>(1) 1月1隻につき</p> <table> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>4,390円 → 4,490円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>2,840円 → 2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>7,890円 → 8,070円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>5,590円 → 5,710円</td> </tr> </table> <p>(2) 1年1隻につき</p> <table> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>44,040円 → 45,050円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>28,620円 → 29,270円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>79,150円 → 80,970円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>56,050円 → 57,330円</td> </tr> </table> <p>2 その他の船舶</p> <p>(1) 1月1隻につき</p> <table> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>10,230円 → 10,460円</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>16,020円 → 16,380円</td> </tr> </table> <p>(2) 1年1隻につき</p> <table> <tr> <td>ア 簡易型護岸等係留方式</td> <td>102,430円 → 104,780円</td> </tr> <tr> <td>イ 栈橋係留方式</td> <td>160,520円 → 164,210円</td> </tr> </table> <p>(施行期日 令和8年5月1日)</p>	ア 簡易型護岸等係留方式	4,390円 → 4,490円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		イ 栈橋係留方式	2,840円 → 2,900円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		ア 簡易型護岸等係留方式	7,890円 → 8,070円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		イ 栈橋係留方式	5,590円 → 5,710円	ア 簡易型護岸等係留方式	44,040円 → 45,050円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		イ 栈橋係留方式	28,620円 → 29,270円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		ア 簡易型護岸等係留方式	79,150円 → 80,970円	(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)		イ 栈橋係留方式	56,050円 → 57,330円	ア 簡易型護岸等係留方式	10,230円 → 10,460円	イ 栈橋係留方式	16,020円 → 16,380円	ア 簡易型護岸等係留方式	102,430円 → 104,780円	イ 栈橋係留方式	160,520円 → 164,210円
ア 簡易型護岸等係留方式	4,390円 → 4,490円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
イ 栈橋係留方式	2,840円 → 2,900円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
ア 簡易型護岸等係留方式	7,890円 → 8,070円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
イ 栈橋係留方式	5,590円 → 5,710円																																						
ア 簡易型護岸等係留方式	44,040円 → 45,050円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
イ 栈橋係留方式	28,620円 → 29,270円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
ア 簡易型護岸等係留方式	79,150円 → 80,970円																																						
(全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの)																																							
イ 栈橋係留方式	56,050円 → 57,330円																																						
ア 簡易型護岸等係留方式	10,230円 → 10,460円																																						
イ 栈橋係留方式	16,020円 → 16,380円																																						
ア 簡易型護岸等係留方式	102,430円 → 104,780円																																						
イ 栈橋係留方式	160,520円 → 164,210円																																						
52	岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	監理課 河川課 建築指導課 住宅課	<p>建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 建築基準法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 14,870円～ 664,870円 → 15,770円～ 705,270円</p> <p>(2) 構造計算適合性判定</p>																																				

番号	題名	提案課	概要
			<p>床面積の区分に応じ、</p> <p>ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 1件につき 126,900円～431,630円 → 133,000円～456,210円</p> <p>イ その他のもの 1件につき 169,210円～758,430円 → 178,100円～803,020円</p> <p>(3) 中間検査を受けていない建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 15,910円～769,070円 → 16,890円～816,650円</p> <p>(4) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 15,910円～763,770円 → 16,880円～811,010円</p> <p>(5) 建築物に関する中間検査の申請に対する審査 床面積の合計の区分に応じ、 1件につき 14,850円～421,450円 → 15,760円～446,740円</p> <p>(6) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 127,240円 → 134,980円</p> <p>(7) 道路位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 開発区域の面積の区分に応じ、 ア 1,000m²未満のもの 1件につき 53,030円 → 56,390円 イ 1,000m²以上3,000m²未満のもの 1件につき 90,170円 → 95,890円</p> <p>(8) 道路に係る図面又は書類の写しの交付 1件につき 410円 → 430円</p> <p>(9) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(10) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の許可の申請に対する審査 1件につき 35,710円 → 37,260円</p> <p>(11) 公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 35,710円 → 37,260円</p> <p>(12) 道路内における建築の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(13) 公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(14) 壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(15) 用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 190,500円 → 200,420円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(16) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査 1 件につき 123,700円 → 130,910円</p> <p>(17) 日常生活に必要な建築物で、住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築に係る特例許可の申請に対する審査 1 件につき 163,950円 → 173,210円</p> <p>(18) 特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(19) 建築物の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(20) 建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(21) 建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 35,710円 → 37,260円</p> <p>(22) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1 件につき 35,710円 → 37,260円</p> <p>(23) 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(24) 建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(25) 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(26) 建築物の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(27) 日影による建築物の高さの許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(28) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(29) 特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 特例敷地の数の区分に応じ、 ア 2 である場合 1 件につき 81,020円 → 85,810円 イ 3 以上である場合 1 件につき 81,020円に2を超える特例 85,810円に2を超える特例 敷地の数に28,840円を乗じ → 敷地の数に30,690円を乗じ て得た額を加算した額 て得た額を加算した額</p> <p>(30) 特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査 特例敷地の数の区分に応じ、 ア 1 である場合 1 件につき 18,910円 → 20,030円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ 2以上である場合 1件につき 18,910円に1を超える特例 20,030円に1を超える特例 敷地の数に12,240円を乗じ → 敷地の数に13,020円を乗じ て得た額を加算した額 て得た額を加算した額</p> <p>(31)特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(32)高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は 壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(33)高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(34)敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(35)景観地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(36)景観地区内における建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(37)景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(38)景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(39)地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道 再開発等促進区の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(40)地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道 再開発等促進区の区域内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(41)地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道 再開発等促進区の区域内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(42)地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道 再開発等促進区の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(43) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(44) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(45) 防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(46) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(47) 地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(48) 地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(49) 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(50) 予定道路に係る建築物の延べ面積に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>(51) 仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 127,240円 → 134,980円</p> <p>(52) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 154,940円 → 163,070円</p> <p>(53) 一団地の1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>建築物の数の区分に応じ、</p> <p>ア 2以下である場合</p> <p>1件につき 81,020円 → 85,820円</p> <p>イ 3以上である場合</p> <p>1件につき</p> <p>81,020円に2を超える建築物の数に28,840円を乗じて → 物の数に30,690円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(54) 既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>建築物（既存建築物を除く。）の数の区分に応じ、</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 1 である場合 1 件につき 81,020円 → 85,820円</p> <p>イ 2 以上である場合 1 件につき 81,020円に 1 を超える建築物の数に28,840円を乗じて → 物の数に30,690円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(55)一団地の 1 又は 2 以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の数の区分に応じ、</p> <p>ア 2 以下である場合 1 件につき 245,980円 → 260,010円</p> <p>イ 3 以上である場合 1 件につき 245,980円に 2 を超える建築物の数に28,500円を乗じて → 物の数に30,330円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(56)既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物（既存建築物を除く。）の数の区分に応じ、</p> <p>ア 1 である場合 1 件につき 245,980円 → 260,010円</p> <p>イ 2 以上である場合 1 件につき 245,980円に 1 を超える建築物の数に28,500円を乗じて → 物の数に30,330円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(57)一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、</p> <p>ア 1 である場合 1 件につき 81,020円 → 85,810円</p> <p>イ 2 以上である場合 1 件につき 81,020円に 1 を超える建築物の数に28,840円を乗じて → 物の数に30,690円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(58)一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、</p> <p>ア 1 である場合 1 件につき 245,980円 → 260,010円</p> <p>イ 2 以上である場合</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 245,980円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて → 物の数に30,330円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(59)一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等に係る許可の申請に対する審査 新築又は増築等に係る建築物の数の区分に応じ、 ア 1である場合 1件につき 245,980円 → 260,010円 イ 2以上である場合 1件につき 245,980円に1を超える建築物の数に28,500円を乗じて → 物の数に30,330円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(60)建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1件につき 6,760円に現に存する建築物の数に12,470円を乗じて → 物の数に13,270円を乗じて得た額を加算した額 得た額を加算した額</p> <p>(61)一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(62)既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(63)既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(64)既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(65)既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(66)建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1件につき 127,240円 → 134,980円</p> <p>(67)建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1件につき 154,940円 → 163,070円</p> <p>(68)建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 ア 建築設備を設置する場合(イの場合を除く。) 1件につき 12,750円 → 13,520円 (小荷物専用昇降機の場合 6,360円 → 6,740円)</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p> <p>1 件につき 7,420円 → 7,860円 (小荷物専用昇降機の場合 3,170円 → 3,350円)</p> <p>(69)建築設備に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査</p> <p>1 件につき 19,090円 → 20,270円 (小荷物専用昇降機の場合 11,680円 → 12,390円)</p> <p>(70)工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>ア 工作物を築造する場合 (イの場合を除く。)</p> <p>1 件につき 11,670円 → 12,370円</p> <p>イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p> <p>1 件につき 6,360円 → 6,740円</p> <p>(71)工作物に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査</p> <p>1 件につき 13,810円 → 14,640円</p> <p>2 建築基準法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>(2) 道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 29,160円 → 30,550円</p> <p>3 採石法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 採石業者の登録の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 19,520円 → 20,710円</p> <p>(2) 業務管理者の認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 6,830円 → 7,250円</p> <p>(3) 採取計画の認可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 56,390円 → 59,920円</p> <p>(4) 採取計画の変更の認可の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 35,940円 → 38,150円</p> <p>4 租税特別措置法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> <p>造成宅地の面積の区分に応じ、</p> <p>1 件につき 91,280円～ 912,940円 → 96,990円～ 970,100円</p> <p>(2) 住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p> <p>新築住宅等の床面積の合計の区分に応じ、</p> <p>1 件につき 6,690円～ 60,670円 → 7,050円～ 64,370円</p> <p>5 租税特別措置法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 特定民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査</p> <p>1 件につき 34,630円 → 36,480円</p> <p>(2) 地区外転出事情があることについての認定の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 26,050円 → 27,360円</p> <p>6 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務に係る手数料の額及び限度額を改定する。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査 盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 15,990円～ 626,980円 → 16,820円～ 659,930円</p> <p>(2) 土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 11,250円～ 130,140円 → 11,830円～ 136,970円</p> <p>(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の限度額 1 件につき 626,980円 → 659,930円</p> <p>(4) 土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の限度額 1 件につき 130,140円 → 136,970円</p> <p>(5) 中間検査の申請に対する審査 盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、 1 件につき 12,890円～ 49,940円 → 13,360円～ 52,810円</p> <p>7 砂利採取法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 砂利採取業者の登録の申請に対する審査 1 件につき 14,370円 → 15,250円</p> <p>(2) 業務主任者の認定の申請に対する審査 1 件につき 9,150円 → 9,700円</p> <p>(3) 業務主任者試験の実施 1 件につき 8,210円 → 8,710円</p> <p>8 都市計画法に基づく事務に係る手数料の額及び限度額を改定する。</p> <p>(1) 開発行為の許可の申請に対する審査 ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 9,110円～ 317,980円 → 9,680円～ 337,890円 イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 13,320円～ 502,260円 → 14,150円～ 533,710円 ウ ア及びイ以外の開発行為 開発区域の面積の区分に応じ、 1 件につき 91,280円～ 912,940円 → 96,990円～ 970,100円</p> <p>(2) 開発行為の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の限度額 1 件につき 912,940円 → 970,100円</p> <p>(3) 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内における建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 48,240円 → 51,230円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(4) 開発許可を受けた土地における建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 27,800円 → 29,470円</p> <p>(5) 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請に対する審査 敷地の面積の区分に応じ、 1件につき 7,300円～101,990円 → 7,730円～108,110円</p> <p>(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 承認申請をする者が行おうとする開発行為の区分に応じ、 1件につき</p> <p>ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1,840円 → 1,950円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 2,860円 → 3,030円</p> <p>ウ ア及びイ以外の開発行為 18,440円 → 19,590円</p> <p>(7) 開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき 490円 → 510円</p> <p>9 凈化槽法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 凈化槽工事業に係る登録の申請に対する審査 1件につき 35,070円 → 37,260円</p> <p>(2) 凈化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査 1件につき 27,610円 → 29,340円</p> <p>(3) 凈化槽工事業者登録簿の謄本の交付 用紙1枚につき 710円 → 750円</p> <p>10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 解体工事業者の登録の申請に対する審査 1件につき 33,760円 → 35,870円</p> <p>(2) 解体工事業者の更新の登録の申請に対する審査 1件につき 27,610円 → 29,340円</p> <p>11 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請及びサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>住戸の数の区分に応じ、 1件につき</p> <p>(1) 1戸以上10戸以下のもの 26,600円 → 28,240円</p> <p>(2) 11戸以上20戸以下のもの 30,850円 → 32,770円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(3) 21戸以上30戸以下のもの 35,090円 → 37,290円 (4) 31戸以上40戸以下のもの 39,340円 → 41,810円 (5) 41戸以上50戸以下のもの 43,590円 → 46,330円 (6) 51戸以上70戸以下のもの 52,090円 → 55,370円 (7) 71戸以上100戸以下のもの 64,830円 → 68,940円 (8) 101戸以上のもの 77,580円 → 82,500円</p> <p>12 岡山県土木関係手数料徴収条例において引用するマンションの建替え等の円滑化に関する法律をマンションの再生等の円滑化に関する法律に改める。</p> <p>13 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>14 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 住宅を新築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下14において「確認書等」という。）の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>1 件につき 12,900円 → 13,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等（区分所有住宅を除く。以下14において同じ。）</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 23,800円～395,500円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 25,300円～420,900円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 23,800円～395,500円 → 25,300円～420,900円</p> <p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>1 件につき 48,900円 → 52,000円</p> <p>(イ) 共同住宅等</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 115,300円～3,642,400円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 122,700円～3,876,600円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 115,300円～3,642,400円 → 122,700円～3,876,600円</p> <p>(2) 住宅を増築し、又は改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 19,500円 → 20,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 38,100円～631,500円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円 → 38,100円～631,500円</p> <p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 74,000円 → 78,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 185,500円～5,858,500円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円 → 185,500円～5,858,500円</p> <p>(3) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 19,500円 → 20,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 38,100円～631,500円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円 → 38,100円～631,500円</p> <p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 74,000円 → 78,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 → 185,500円～5,858,500円を当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円 → 185,500円～5,858,500円</p> <p>(4) 住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 24,400円 → 25,900円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 115,300円～3,642,400円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額 → 122,700円～3,876,600円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 115,300円～3,642,400円 → 122,700円～3,876,600円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 6,400円 → 6,800円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 23,800円～395,500円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額 → 25,300円～420,900円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 23,800円～395,500円に → 25,300円～420,900円に 2 分の 1 を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>(5) 住宅を新築する際に認定を受けたもの以外の認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 36,900円 → 39,200円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額 → 185,500円～5,858,500円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円 → 185,500円～5,858,500円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 9,700円 → 10,300円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円に 38,100円～631,500円に 2分の1を乗じて得た額 → 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円に 38,100円～631,500円に 2分の1を乗じて得た額 → 2分の1を乗じて得た額</p> <p>(6) 認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 36,900円 → 39,200円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円を 185,500円～5,858,500円を 当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数 → 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額 → で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 174,300円～5,504,600円 → 185,500円～5,858,500円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 9,700円 → 10,300円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円に 38,100円～631,500円に 2分の1を乗じて得た額 → 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 35,800円～593,400円に 38,100円～631,500円に 2分の1を乗じて得た額 → 2分の1を乗じて得た額</p> <p>(7) 謙受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 6,400円 → 6,800円</p> <p>(8) 計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 1 件につき 6,400円 → 6,800円</p> <p>(9) 容積率の特例の許可の申請に対する審査 1 件につき 175,640円 → 184,850円</p> <p>15 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。）が交付する適合証等の提出がある場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1 件につき 4,760円 → 5,060円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分（人の居住のみの用に供するものに限る。以下15において同じ。）がある場合 戸数等の区分に応じ、 14,380円～384,250円 → 15,290円～408,950円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 4,760円～176,770円 → 5,060円～188,130円</p> <p>ウ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 24,000円～591,730円 → 25,520円～629,770円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 14,380円～384,250円 → 15,290円～408,950円</p> <p>エ 複合建築物の非居住部分以外の部分 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 14,380円～384,250円 → 15,290円～408,950円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 4,760円～176,770円 → 5,060円～188,130円</p> <p>オ 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,620円～207,480円 → 10,230円～220,820円</p> <p>カ 非住宅建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 9,620円～207,480円 → 10,230円～220,820円</p> <p>(2) その他の場合 ア 一戸建ての住宅 1 件につき 35,240円 → 37,500円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 147,430円～1,125,290円 → 156,900円～ 1,197,640円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 35,240円～ 606,580円 → 37,500円～ 645,580円</p> <p>ウ 複合建築物の建築物全体</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 396,190円～2,058,980円 → 421,650円～ 2,191,360円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 284,000円～1,540,270円 → 302,250円～ 1,639,300円</p> <p>エ 複合建築物の非居住部分以外の部分</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 147,430円～1,125,290円 → 156,900円～ 1,197,640円</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 35,240円～ 606,580円 → 37,500円～ 645,580円</p> <p>オ 複合建築物の非居住部分</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 248,760円～ 933,690円 → 264,750円～ 993,720円</p> <p>カ 非住宅建築物の建築物全体</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、 248,760円～ 933,690円 → 264,750円～ 993,720円</p> <p>16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に 係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査 床面積の合計の区分等に応じ、 1件につき 18,300円～1,484,910円 → 19,470円～1,580,370円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価 機関が交付する適合証等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 5,050円 → 5,370円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 10,200円～ 87,780円 → 10,850円～ 93,420円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 10,200円～ 218,930円 → 10,850円～ 233,000円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(エ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 20,400円～306,710円 → 21,700円～326,420円</p> <p>(オ) 複合建築物の非居住部分以外の部分 床面積の合計の区分に応じ、 10,200円～87,780円 → 10,850円～93,420円</p> <p>(カ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 10,200円～218,930円 → 10,850円～233,000円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、 18,300円～40,260円 → 19,470円～42,840円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,560円～295,850円 → 36,780円～314,870円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 95,040円～953,640円 → 101,150円～1,014,950円</p> <p>(エ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 129,600円～1,249,490円 → 137,930円～1,329,820円</p> <p>(オ) 複合建築物の非居住部分以外の部分 床面積の合計の区分に応じ、 34,560円～295,850円 → 36,780円～314,870円</p> <p>(カ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 95,040円～953,640円 → 101,150円～1,014,950円</p> <p>17 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第5条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料の額及び限度額を改定する。 (1) 宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、 1件につき 12,580円～451,740円 → 13,250円～475,780円 (2) 宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の限度額 1件につき 451,740円 → 475,780円</p> <p>18 その他規定の整備を行う。</p>

(施行期日 令和8年4月1日)

番号	題名	提案課	概要
53	岡山県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	道路整備課	<p>道路法施行令の一部改正により、占用物件に道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設が追加されたことに伴い、その占用料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設の占用料の額を定める。</p> <p>占用面積 1 m²につき 1 年 近傍類似の土地の時価に0.034を乗じて得た額</p> <p>2 道路の占用料の額を改定する。</p> <p>主な道路の占用料の額の改定</p> <p>(1) 第1種電柱 1本につき 1 年 430円～1,900円 → 530円～2,200円</p> <p>(2) 共架電線 長さ 1 mにつき 1 年 4円～17円 → 5円～19円</p> <p>(3) 地下埋設管（外径が0.07m未満のもの） 長さ 1 mにつき 1 年 16円～71円 → 20円～82円</p> <p>(4) 看板（一時的に設けるもの以外） 表示面積 1 m²につき 1 年 590円～30,000円 → 580円～33,000円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
54	岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例	港湾課	<p>県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料の額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 港湾施設の使用料の額及び利用料金の基準額並びにこれらの限度額を改定する。</p> <p>(1) 係留施設のうち定期船以外の船舶に係るもの</p> <p>ア 水深7.5m未満の係留施設 1係留総トン数 1 トンにつき 4円60銭～6円20銭に24時間 間を超える12時間までごと → 間を超える12時間までごとに3円10銭を加算した額 4円80銭～6円50銭に24時間 間を超える12時間までごと → 間を超える12時間までごとに3円20銭を加算した額</p> <p>イ 水深7.5m以上12m以下の係留施設 1係留総トン数 1 トンにつき 6円90銭～9円20銭に24時間 間を超える12時間までごと → 間を超える12時間までごとに4円60銭を加算した額 7円20銭～9円70銭に24時間 間を超える12時間までごと → 間を超える12時間までごとに4円80銭を加算した額</p> <p>ウ 水深12mを超える係留施設 1係留総トン数 1 トンにつき</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>13円40銭～18円に24時間を超える12時間までごとに8円90銭を加算した額 → 14円10銭～18円90銭に24時間を超える12時間までごとに9円30銭を加算した額</p> <p>(2) ビジターバース 1 係留 1 隻につき24時間までごとに</p> <p>ア 全長が 9 m未満のもの 1, 500円 → 1, 600円</p> <p>イ 全長が27m以上30m未満のもの 4, 800円 → 4, 900円</p> <p>ウ 全長が30m以上36m未満のもの 7, 200円 → 7, 300円</p> <p>エ 全長が36m以上42m未満のもの 14, 400円 → 14, 700円</p> <p>オ 全長が42m以上のもの 21, 600円 → 22, 000円</p> <p>(3) 小型船舶係留施設 ア プレジャーポート (ア) 1月 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 4, 390円 → 4, 490円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 2, 840円 → 2, 900円) 護岸等係留方式 5, 820円 → 5, 950円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 3, 940円 → 4, 030円) 簡易型桟橋係留方式 6, 470円 → 6, 610円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 4, 480円 → 4, 580円) 桟橋係留方式 7, 890円 → 8, 070円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 5, 590円 → 5, 710円) (イ) 1年 1 隻につき 簡易型護岸等係留方式 44, 040円 → 45, 050円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 28, 620円 → 29, 270円) 護岸等係留方式 58, 250円 → 59, 580円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 39, 560円 → 40, 460円) 簡易型桟橋係留方式 64, 860円 → 66, 350円 (全長が 6 m未満のもので、船室等を設けないもの 45, 070円 → 46, 100円)</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>桟橋係留方式 79,150円 → 80,970円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 56,050円 → 57,330円)</p> <p>イ その他の船舶</p> <p>(ア) 1月1隻につき</p> <p>簡易型護岸等係留方式</p> <p>10,230円 → 10,460円</p> <p>護岸等係留方式 11,750円 → 12,020円</p> <p>簡易型桟橋係留方式</p> <p>14,490円 → 14,820円</p> <p>桟橋係留方式 16,020円 → 16,380円</p> <p>(イ) 1年1隻につき</p> <p>簡易型護岸等係留方式</p> <p>102,430円 → 104,780円</p> <p>護岸等係留方式 117,620円 → 120,320円</p> <p>簡易型桟橋係留方式</p> <p>145,130円 → 148,460円</p> <p>桟橋係留方式 160,520円 → 164,210円</p> <p>(4) 野積場及び港湾施設用地</p> <p>ア 一般使用 1日1m²につき</p> <p>(ア) 甲地 4円78銭 → 5円4銭</p> <p>(イ) 乙地 3円68銭 → 3円88銭</p> <p>(ウ) 丙地 2円38銭 → 2円51銭</p> <p>イ 専用使用 1月1m²につき</p> <p>(ア) 甲地 167円 → 176円</p> <p>(イ) 乙地 124円 → 130円</p> <p>(ウ) 丙地 80円 → 84円</p> <p>(5) 上屋</p> <p>ア 一般使用の限度額 1日1m²につき</p> <p>(ア) 貨物を搬入した日から15日目まで 17円 → 18円</p> <p>(イ) 貨物を搬入した日から16日目以降 35円 → 36円</p> <p>イ 専用使用の限度額 1月1m²につき 970円 → 1,020円</p> <p>(6) 鉄鋼上屋及びくん蒸上屋</p> <p>ア 一般使用の限度額 1日1m²につき</p> <p>(ア) 貨物を搬入した日から15日目まで 22円 → 24円</p> <p>(イ) 貨物を搬入した日から16日目以降 40円 → 42円</p> <p>イ 専用使用の限度額 1月1m²につき 930円 → 980円</p> <p>(7) 固定式荷役機械</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 69)

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 一般使用 1時間1台につき 5,810円から17,470円まで → 6,120円から18,430円まで において知事が定める額</p> <p>イ 専用使用 1月1台につき 685,900円から914,600円まで → 723,600円から964,900円まで において知事が定める額</p> <p>(8) 移動式荷役機械</p> <p>ア 一般使用 1時間1台につき 27,990円 → 29,520円</p> <p>イ 専用使用 1月1台につき 2,944,310円 → 3,106,240円</p> <p>(9) コンテナ荷役機械</p> <p>一般使用 30分1台につき 32,640円 → 34,430円</p> <p>(10) 木材整理場 1月1m²につき 7円38銭 → 7円78銭</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年5月1日)</p>
55	岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	港湾課	<p>岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 保管施設</p> <p>(1) ディンギーヨット</p> <p>ア 1隻1日につき 430円～ 660円 → 430円～ 670円</p> <p>イ 1隻1月につき 6,470円～ 8,990円 → 6,610円～ 9,190円</p> <p>ウ 1隻1年につき 39,350円～65,620円 → 40,250円～67,120円</p> <p>(2) クルーザーヨット (陸置き)</p> <p>ア 1隻1月につき 全長が10m未満のもの 22,850円～61,100円 → 23,370円～62,500円</p> <p>全長が10m以上のもの 61,100円に10mを超える1mにつき12,620円 → 62,500円に10mを超える1mにつき12,910円 を加算した額</p> <p>イ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 228,690円～611,320円 → 233,940円～625,380円</p> <p>全長が10m以上のもの 611,320円に10mを超える1mにつき126,430円 → 625,380円に10mを超える1mにつき129,330円 を加算した額</p> <p>(3) クルーザーヨット (海置き)</p>

番号	題名	提案課	概要																																									
			<p>ア 1隻1日につき 2,450円～4,950円 → 2,500円～5,060円 イ 1隻1月につき 全長が10m未満のもの 27,910円～67,490円 → 28,550円～69,040円 全長が10m以上のもの 67,490円に10mを超える1mにつき13,840円 → 69,040円に10mを超える1mにつき14,150円 を加算した額 を加算した額</p> <p>ウ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 279,250円～675,090円 → 285,670円～690,610円 全長が10m以上のもの 675,090円に10mを超える1mにつき138,530円 → 690,610円に10mを超える1mにつき141,710円 を加算した額 を加算した額</p> <p>2 研修施設</p> <p>(1) 一般利用 時間区分により</p> <table> <tbody> <tr> <td>小研修室</td> <td>1,540円～</td> <td>2,590円</td> <td>→ 1,570円～2,640円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>3,260円～</td> <td>3,920円</td> <td>→ 3,330円～4,010円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宿泊利用 1人1泊につき 2,590円 → 2,640円</p> <p>3 昇降施設 1隻1昇降につき 3,730円～ 6,250円 → 3,810円～6,390円</p> <p>4 修理施設 1隻1日につき 730円 → 740円</p> <p>5 クラブハウス</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 会議室A 1時間につき</td> <td>1,450円</td> <td>→ 1,480円</td> </tr> <tr> <td>(2) 会議室B 1時間につき</td> <td>500円</td> <td>→ 510円</td> </tr> <tr> <td>(3) 会議室C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 全室1時間につき</td> <td>920円</td> <td>→ 940円</td> </tr> <tr> <td>イ 半室1時間につき</td> <td>450円</td> <td>→ 460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 保管庫</p> <p>(1) 保管庫A</p> <table> <tbody> <tr> <td>ア 1日につき</td> <td>660円</td> <td>→ 670円</td> </tr> <tr> <td>イ 1月につき</td> <td>8,990円</td> <td>→ 9,190円</td> </tr> <tr> <td>ウ 1年につき</td> <td>90,130円</td> <td>→ 92,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保管庫B</p> <table> <tbody> <tr> <td>ア 1日につき</td> <td>540円</td> <td>→ 550円</td> </tr> <tr> <td>イ 1月につき</td> <td>7,200円</td> <td>→ 7,360円</td> </tr> <tr> <td>ウ 1年につき</td> <td>72,100円</td> <td>→ 73,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	小研修室	1,540円～	2,590円	→ 1,570円～2,640円	大研修室	3,260円～	3,920円	→ 3,330円～4,010円	(1) 会議室A 1時間につき	1,450円	→ 1,480円	(2) 会議室B 1時間につき	500円	→ 510円	(3) 会議室C			ア 全室1時間につき	920円	→ 940円	イ 半室1時間につき	450円	→ 460円	ア 1日につき	660円	→ 670円	イ 1月につき	8,990円	→ 9,190円	ウ 1年につき	90,130円	→ 92,200円	ア 1日につき	540円	→ 550円	イ 1月につき	7,200円	→ 7,360円	ウ 1年につき	72,100円	→ 73,750円
小研修室	1,540円～	2,590円	→ 1,570円～2,640円																																									
大研修室	3,260円～	3,920円	→ 3,330円～4,010円																																									
(1) 会議室A 1時間につき	1,450円	→ 1,480円																																										
(2) 会議室B 1時間につき	500円	→ 510円																																										
(3) 会議室C																																												
ア 全室1時間につき	920円	→ 940円																																										
イ 半室1時間につき	450円	→ 460円																																										
ア 1日につき	660円	→ 670円																																										
イ 1月につき	8,990円	→ 9,190円																																										
ウ 1年につき	90,130円	→ 92,200円																																										
ア 1日につき	540円	→ 550円																																										
イ 1月につき	7,200円	→ 7,360円																																										
ウ 1年につき	72,100円	→ 73,750円																																										
56	岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例	都市計画課	屋外広告物の表示の許可等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】																																									

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 許可手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 貼り紙及び貼り札等 100枚までごとに 420円 → 430円</p> <p>(2) 立看板等 1基につき 420円 → 440円</p> <p>(3) 広告旗、広告板（ネオン及び電光によるものを含む。）及びタンク類 ア 表示面積1m²未満のもの 1基につき 410円 → 430円</p> <p>イ 表示面積1m²以上3m²未満のもの 1基につき 810円 → 850円</p> <p>ウ 表示面積3m²以上5m²未満のもの 1基につき 1,170円 → 1,240円</p> <p>エ 表示面積5m²以上8m²未満のもの 1基につき 1,480円 → 1,570円</p> <p>オ 表示面積8m²以上10m²未満のもの 1基につき 1,780円 → 1,880円</p> <p>カ 表示面積10m²以上のもの 1基につき 1,780円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額 1,880円に10m²を超える部分が1m²に達するまでごとに100円を加算した額</p> <p>(4) アドバルーンその他これに類するもの 1個につき 1,370円 → 1,450円</p> <p>(5) アーチ 1基につき 2,750円 → 2,910円</p> <p>(6) 広告網その他これに類するもの 1個につき 710円 → 750円</p> <p>2 講習手数料の額を改定する。</p> <p>1人につき 3,780円 → 3,960円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
57	岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課	<p>県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の施設使用料の額等を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 公園管理者以外の者が倉敷スポーツ公園に公園施設を設置する場合の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 売店 1m²1年につき 6,470円 → 6,610円</p> <p>(2) 自動販売機 1台1月につき 22,410円 → 22,920円</p> <p>2 公園管理者以外の者が次の都市公園の公園施設を管理する場合の使用料の額等を改定する。</p> <p>(1) 後楽園 ア 福田茶屋 1月につき 28,170円 → 28,810円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 72)

番号	題名	提案課	概要
			イ 漣茶屋 1月につき 28,170円 → 28,810円 ウ 觀射亭 1月につき 91,000円 → 93,090円 エ 外苑館売店 1月につき 233,710円 → 239,080円 オ 外苑館食堂 1月につき 465,520円 → 476,220円 カ タクシー駐車場 1m ² 1年につき 10,620円 → 10,860円 (2) 総合グラウンド 総合グラウンドクラブ食堂 1年につき 424,390円 → 434,150円 3 都市公園の占用料の額を次のように改定する。 (1) 電柱 1本 1年につき 570円 → 670円 (2) 電線 1m 1年につき 5円 → 6円 (3) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 1m 1年につき 21円 → 25円 (4) 公衆電話ボックス 1基 1年につき 1,000円 → 1,200円 4 後楽園において次の行為を行う場合の使用料の額を改定する。 (1) 物品の販売及びこれに類する行為 1日につき 500円 → 510円 (2) 業として行う写真の撮影 1台 1年につき 15,260円 → 15,610円 1台 1日につき 500円 → 510円 (3) 業として行う映画の撮影 1日につき 15,260円 → 15,610円 (4) 後楽園の全部又は一部の独占利用 1m ² 1日につき 75円 → 80円 5 総合グラウンドの次の施設において物品の販売及びこれに類する行為を行う場合の使用料の額を改定する。 (1) 陸上競技場 1日につき 32,970円以下 → 33,720円以下 (2) 補助陸上競技場 1日につき 32,970円以下 → 33,720円以下 (3) 野球場 1日につき 32,970円以下 → 33,720円以下 (4) 体育館 1年につき 439,780円以上 → 449,890円以上 879,590円以下 → 899,820円以下 1日につき 32,970円以下 → 33,720円以下 (5) 庭球場 1日につき 6,580円以下 → 6,730円以下

番号	題名	提案課	概要																																																																																																																					
			<p>(6) 水泳場</p> <table> <tr> <td>1年につき</td> <td>65,950円以上 131,920円以下</td> <td>→</td> <td>67,460円以上 134,950円以下</td> </tr> </table> <p>(7) その他の施設</p> <table> <tr> <td>1年につき</td> <td>219,880円以上 439,780円以下</td> <td>→</td> <td>224,930円以上 449,890円以下</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td>8,780円以下</td> <td>→</td> <td>8,980円以下</td> </tr> </table> <p>6 後楽園の次の施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 一般建物</p> <table> <tr> <td>ア 簾池軒</td> <td>1時間につき</td> <td>720円</td> <td>→</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>イ 流店</td> <td>1時間につき</td> <td>660円</td> <td>→</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>ウ 島茶屋</td> <td>1時間につき</td> <td>660円</td> <td>→</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>エ 新殿</td> <td>1時間につき</td> <td>590円</td> <td>→</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>オ 観騎亭</td> <td>1時間につき</td> <td>660円</td> <td>→</td> <td>670円</td> </tr> <tr> <td>カ 茂松庵</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200円</td> <td>→</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>キ 茶祖堂</td> <td>1時間につき</td> <td>2,490円</td> <td>→</td> <td>2,540円</td> </tr> <tr> <td>ク 能舞台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1日につき</td> <td>4,580円 又は9,280円</td> <td>→</td> <td>4,680円 又は9,490円</td> </tr> </table> <p>(2) 鶴鳴館</p> <table> <tr> <td>ア 和室</td> <td>1時間につき</td> <td>760円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,140円以下で部 屋ごとに知事が定め る額</td> <td>→</td> <td>770円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,160円以下で部 屋ごとに知事が定め る額</td> </tr> <tr> <td>イ 全館</td> <td></td> <td>3時間まで 又は18,620円</td> <td>→</td> <td>12,410円 又は19,040円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3時間を超える時間につき</td> <td>1時間ごとに</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,310円 又は4,970円</td> <td>→</td> <td>3,380円 又は5,080円</td> </tr> </table> <p>(3) 鶴鳴館本館</p> <table> <tr> <td>ア 和室</td> <td>1時間につき</td> <td>760円以下で部屋ごと に知事が定める額</td> <td>→</td> <td>770円以下で部屋ごと に知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>イ 全館</td> <td>3時間まで</td> <td>9,280円</td> <td>→</td> <td>9,490円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3時間を超える時間につき</td> <td>1時間ごとに</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,490円</td> <td>→</td> <td>2,540円</td> </tr> <tr> <td>ウ 調理室</td> <td>1時間につき</td> <td>660円</td> <td>→</td> <td>670円</td> </tr> </table> <p>(4) 栄唱墨流し</p> <table> <tr> <td>ア 栄唱の間</td> <td>3時間まで</td> <td>10,790円</td> <td>→</td> <td>11,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3時間を超える時間につき</td> <td>1時間ごとに</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,820円</td> <td>→</td> <td>2,880円</td> </tr> </table>	1年につき	65,950円以上 131,920円以下	→	67,460円以上 134,950円以下	1年につき	219,880円以上 439,780円以下	→	224,930円以上 449,890円以下	1日につき	8,780円以下	→	8,980円以下	ア 簾池軒	1時間につき	720円	→	730円	イ 流店	1時間につき	660円	→	670円	ウ 島茶屋	1時間につき	660円	→	670円	エ 新殿	1時間につき	590円	→	600円	オ 観騎亭	1時間につき	660円	→	670円	カ 茂松庵	1時間につき	1,200円	→	1,220円	キ 茶祖堂	1時間につき	2,490円	→	2,540円	ク 能舞台						1日につき	4,580円 又は9,280円	→	4,680円 又は9,490円	ア 和室	1時間につき	760円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,140円以下で部 屋ごとに知事が定め る額	→	770円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,160円以下で部 屋ごとに知事が定め る額	イ 全館		3時間まで 又は18,620円	→	12,410円 又は19,040円			3時間を超える時間につき	1時間ごとに				3,310円 又は4,970円	→	3,380円 又は5,080円	ア 和室	1時間につき	760円以下で部屋ごと に知事が定める額	→	770円以下で部屋ごと に知事が定める額	イ 全館	3時間まで	9,280円	→	9,490円		3時間を超える時間につき	1時間ごとに					2,490円	→	2,540円	ウ 調理室	1時間につき	660円	→	670円	ア 栄唱の間	3時間まで	10,790円	→	11,030円		3時間を超える時間につき	1時間ごとに					2,820円	→	2,880円
1年につき	65,950円以上 131,920円以下	→	67,460円以上 134,950円以下																																																																																																																					
1年につき	219,880円以上 439,780円以下	→	224,930円以上 449,890円以下																																																																																																																					
1日につき	8,780円以下	→	8,980円以下																																																																																																																					
ア 簾池軒	1時間につき	720円	→	730円																																																																																																																				
イ 流店	1時間につき	660円	→	670円																																																																																																																				
ウ 島茶屋	1時間につき	660円	→	670円																																																																																																																				
エ 新殿	1時間につき	590円	→	600円																																																																																																																				
オ 観騎亭	1時間につき	660円	→	670円																																																																																																																				
カ 茂松庵	1時間につき	1,200円	→	1,220円																																																																																																																				
キ 茶祖堂	1時間につき	2,490円	→	2,540円																																																																																																																				
ク 能舞台																																																																																																																								
	1日につき	4,580円 又は9,280円	→	4,680円 又は9,490円																																																																																																																				
ア 和室	1時間につき	760円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,140円以下で部 屋ごとに知事が定め る額	→	770円以下で部屋ごと に知事が定める額 又は1,160円以下で部 屋ごとに知事が定め る額																																																																																																																				
イ 全館		3時間まで 又は18,620円	→	12,410円 又は19,040円																																																																																																																				
		3時間を超える時間につき	1時間ごとに																																																																																																																					
		3,310円 又は4,970円	→	3,380円 又は5,080円																																																																																																																				
ア 和室	1時間につき	760円以下で部屋ごと に知事が定める額	→	770円以下で部屋ごと に知事が定める額																																																																																																																				
イ 全館	3時間まで	9,280円	→	9,490円																																																																																																																				
	3時間を超える時間につき	1時間ごとに																																																																																																																						
		2,490円	→	2,540円																																																																																																																				
ウ 調理室	1時間につき	660円	→	670円																																																																																																																				
ア 栄唱の間	3時間まで	10,790円	→	11,030円																																																																																																																				
	3時間を超える時間につき	1時間ごとに																																																																																																																						
		2,820円	→	2,880円																																																																																																																				

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ 方竹の間 3時間まで 1,680円 → 1,710円 3時間を超える時間につき 1時間ごとに 460円 → 470円</p> <p>ウ 墨流しの間 3時間まで 6,180円 → 6,320円 3時間を超える時間につき 1時間ごとに 1,680円 → 1,710円</p> <p>7 総合グラウンドの次の施設等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 陸上競技場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 3,280円～ 340,830円 → 3,350円～ 348,660円</p> <p>イ 照明設備使用料 区分により 1時間につき 6,020円～ 120,920円 → 6,150円～ 123,700円</p> <p>(2) 補助陸上競技場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 1,070円～ 131,920円 → 1,090円～ 134,950円</p> <p>イ 照明設備使用料 専用使用 1時間につき 2,070円 → 2,110円</p> <p>(3) 野球場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 1,560円～ 213,860円 → 1,590円～ 218,770円</p> <p>イ 練習使用料 区分により 1,040円～ 21,240円 → 1,060円～ 21,720円</p> <p>ウ 照明設備使用料 区分により 1時間につき 5,450円～ 36,140円 → 5,570円～ 36,970円</p> <p>(4) 体育館</p> <p>ア 専用使用料 (ア) メインアリーナ 区分により 1,190円～ 997,470円 → 1,210円～ 1,020,410円 (イ) サブアリーナ 区分により 1,190円～ 249,360円 → 1,210円～ 255,090円</p> <p>イ メインアリーナ及びサブアリーナの一般使用料 バドミントン バドミントンコート1面 1時間につき 860円 → 870円</p> <p>ウ メインアリーナの冷暖房設備使用料 アリーナ 1時間につき 10,980円 → 11,230円 2階観客席 1時間につき 10,980円 → 11,230円</p> <p>エ メインアリーナの照明設備使用料</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>区分により 1時間につき 860円～ 4,920円 → 870円～ 5,030円</p> <p>(5) 庭球場</p> <p>ア 南コート及び北コートの一般使用料 日曜日等における使用 1面1時間につき 790円 → 800円</p> <p>その他の日における使用 1面1時間につき 790円以下で知事が 別に定める額 → 800円以下で知事が 別に定める額</p> <p>イ 南コート及び北コートの専用使用料 区分により 890円～ 4,120円 → 910円～ 4,210円</p> <p>ウ 南コート及び北コートの照明設備使用料 1面1時間につき 990円又は1,020円 → 1,010円又は1,040円</p> <p>(6) 水泳場 専用使用料 区分により 1,850円～10,610円 → 1,890円～ 10,850円</p> <p>(7) 弓道場 専用使用料 区分により 660円～ 4,050円 → 670円～ 4,140円</p> <p>(8) 総合グラウンドクラブ</p> <p>ア 第一研修室 供用目的の使用 1時間につき 810円 → 820円 供用目的以外の使用 1時間につき 2,450円 → 2,500円</p> <p>イ 第二研修室 供用目的の使用 1時間につき 500円 → 510円 供用目的以外の使用 1時間につき 1,520円 → 1,550円</p> <p>(9) 駐車場 大型車 1回につき 650円 → 660円</p> <p>(10) 設備等</p> <p>ア 報道用放送室 1室1日につき 5,400円 → 5,520円</p> <p>イ スコアボード 1日につき 4,630円 → 4,730円</p> <p>ウ 収納舞台及び収納式観客席 1日につき 13,170円 → 13,470円</p> <p>エ 放送設備 1式1日につき 4,630円 → 4,730円 又は5,470円 → 又は5,590円</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 76)

番号	題名	提案課	概要
			<p>オ 会議室</p> <p>1室1時間につき 520円 → 530円 又は540円 → 又は550円</p> <p>カ 来賓室</p> <p>1室1時間につき 540円 → 550円</p> <p>キ 控室</p> <p>1室1時間につき 540円 → 550円</p> <p>ク 湯沸し室</p> <p>1室1日につき 900円 → 920円</p> <p>ケ 大型映像装置</p> <p>1式1時間につき 5,470円 → 5,590円 又は54,960円 → 又は56,220円</p> <p>8 倉敷スポーツ公園の次の施設等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 野球場</p> <p>ア グラウンド</p> <p>区分により 1,430円～ 225,850円 → 1,460円～ 231,040円</p> <p>イ 武道場</p> <p>区分により 880円～ 71,120円 → 900円～ 72,750円</p> <p>ウ エアロビクススタジオ</p> <p>区分により 1,780円～ 14,080円 → 1,820円～ 14,400円</p> <p>エ スカッシュコート</p> <p>1面1時間につき 780円 → 790円</p> <p>オ 附属設備及び器具</p> <p>(ア) 照明設備</p> <p>1時間につき 38,930円 → 39,820円 又は194,790円 → 又は199,270円</p> <p>(イ) スコアボード</p> <p>1時間につき 4,260円 → 4,350円</p> <p>(ウ) 報道用放送室</p> <p>1室1日につき 6,080円 → 6,210円</p> <p>(エ) 放送設備</p> <p>1式1日につき 5,170円 → 5,280円</p> <p>(オ) 室内練習場</p> <p>1時間につき 1,670円 → 1,700円</p> <p>(カ) トレーニングルーム</p> <p>1室1時間につき 1,670円 → 1,700円</p> <p>(キ) 大会関係者室</p> <p>1室1時間につき 670円 → 680円</p> <p>(ク) 発券所</p> <p>1時間につき 660円 → 670円</p> <p>(ケ) 更衣室A</p> <p>1室1日につき 2,270円 → 2,320円</p> <p>(コ) 会議室</p> <p>1室1時間につき 670円 → 680円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(#) 冷暖房設備 (武道場)</p> <p>1時間につき 540円 → 550円</p> <p>(シ) バッティングケージ</p> <p>1台1日につき 2,220円 → 2,270円</p> <p>(ス) プロテクター</p> <p>1個1日につき 460円 → 470円</p> <p>(セ) スカッシュラケット (ボール付き)</p> <p>1本1回につき 460円 → 470円</p> <p>(ソ) ソフトボール用ベース</p> <p>1組1日につき 810円 → 820円</p> <p>(2) 補助野球場</p> <p>ア グラウンド</p> <p>区分により 990円～ 160,340円 → 1,010円～ 164,020円</p> <p>イ 附属設備</p> <p>(ア) 照明設備</p> <p>1時間につき</p> <p>7,770円又は38,930円 → 7,940円又は39,820円</p> <p>(イ) スコアボード</p> <p>1時間につき 660円 → 2,000円</p> <p>(ウ) 放送設備</p> <p>1式1日につき 660円 → 670円</p> <p>(エ) 大会関係者室</p> <p>1室1時間につき 670円 → 680円</p> <p>(オ) 更衣室</p> <p>1室1日につき 790円 → 800円</p> <p>(3) 投球練習場</p> <p>区分により 100円～ 22,550円 → 100円～ 23,060円</p> <p>(4) テニスコート</p> <p>日曜日等における使用</p> <p>1面1時間につき 790円 → 800円</p> <p>その他の日における使用</p> <p>1面1時間につき</p> <p>790円以下で知事が 別に定める額 → 800円以下で知事が 別に定める額</p> <p>(5) 多目的広場</p> <p>区分により 1,330円～ 140,010円 → 1,360円～ 143,230円</p> <p>(6) 研修棟</p> <p>1時間につき 660円又は1,330円 → 670円又は1,360円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
58	岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の使用料の額を改定する。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 運動場 時間区分により 4, 580円又は6, 950円 → 4, 680円又は7, 100円</p> <p>(2) 球技コート 1面1日につき 1, 080円 → 1, 100円</p> <p>(3) 講堂、体育館又は格技場 床面積及び時間区分により 3, 280円～8, 840円 → 3, 350円～9, 040円</p> <p>2 次の施設の設備の使用料の限度額を改定する。</p> <p>(1) 運動場 1時間につき 1, 270円 → 1, 290円</p> <p>(2) 体育館 設備及び時間区分により 2, 490円～21, 370円 → 2, 540円～21, 860円</p> <p>(3) 格技場 1時間につき 720円又は870円 → 730円又は890円</p> <p>(4) その他の室 1時間につき 130円又は150円 → 130円又は160円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
59	岡山県渋川青年の家条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県渋川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 研修等の目的に利用する場合における施設の次の利用者の利用料金及び暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに勤労青少年 1人1日 110円 → 120円</p> <p>(2) 暖房設備 1人1日 100円 → 110円</p> <p>2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設及び冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1研修室及び第2研修室 時間区分により 1, 190円 → 1, 210円 ～4, 800円 → ～4, 910円</p> <p>(2) 第3研修室 時間区分により 420円 → 420円 ～1, 700円 → ～1, 730円</p> <p>(3) 1-A研修室 時間区分により 190円 → 190円 ～780円 → ～790円</p> <p>(4) 3-D研修室及び3-E研修室 時間区分により 1, 520円 → 1, 550円 ～6, 150円 → ～6, 290円</p> <p>(5) ラウンジ 時間区分により 980円 → 1, 000円 ～4, 000円 → ～4, 090円</p> <p>(6) 体育館</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>時間区分により 15,720円 → 16,080円 　　～62,980円 → ～64,420円</p> <p>(7) 3-D研修室及び3-E研修室の冷暖房設備 　　1時間につき 110円 → 120円</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
60	岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 研修等の目的に利用する場合における屋内施設(少年自然の家)(屋外施設を併用する場合を含む。)の次の利用者の利用料金及び暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに勤労青少年 　　1人1日 110円 → 120円</p> <p>(2) 暖房設備 　　1人1日 100円 → 110円</p> <p>2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1研修室 　　時間区分により 1,850円 → 1,890円 　　～7,480円 → ～7,650円</p> <p>(2) 第2研修室、第3研修室及び第4研修室 　　時間区分により 1,010円 → 1,030円 　　～4,130円 → ～4,220円</p> <p>(3) 第5研修室 　　時間区分により 820円 → 830円 　　～3,330円 → ～3,400円</p> <p>(4) 会議室 　　時間区分により 1,070円 → 1,090円 　　～4,390円 → ～4,490円</p> <p>(5) 視聴覚室 　　時間区分により 1,850円 → 1,890円 　　～7,480円 → ～7,650円</p> <p>(6) プレイホール 　　時間区分により 6,680円 → 6,830円 　　～26,790円 → ～27,400円</p> <p>3 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第5研修室 　　1時間につき 140円 → 150円</p> <p>(2) プレイホール 　　1時間につき 1,270円 → 1,290円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 80)

番号	題名	提案課	概要								
61	岡山県立博物館条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県立博物館の円滑な管理運営を図るため、講堂の施設使用料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>講堂の施設使用料の額を改定する。</p> <table> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>3,200円</td> <td>→</td> <td>3,270円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>4,560円</td> <td>→</td> <td>4,660円</td> </tr> </table> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	午前9時から正午まで	3,200円	→	3,270円	午後1時から午後5時まで	4,560円	→	4,660円
午前9時から正午まで	3,200円	→	3,270円								
午後1時から午後5時まで	4,560円	→	4,660円								
62	岡山県生涯学習センター条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県生涯学習センターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金等の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 視聴覚室 時間区分により 5,760円～22,960円 → 5,890円～23,480円 (2) 大研修室、中研修室、小研修室、洋研修室及び和研修室 時間区分により 610円～21,420円 → 620円～21,910円 (3) ミーティング室1～6 時間区分により 440円～4,500円 → 450円～4,600円 (4) 美術教室、木工教室、陶芸教室及び書道教室 時間区分により 810円～11,970円 → 820円～12,240円 (5) ボランティア室 時間区分により 750円～3,060円 → 760円～3,130円 (6) スタジオ 時間区分により 2,170円～9,010円 → 2,210円～9,210円 (7) 試写室 時間区分により 1,430円～5,860円 → 1,460円～5,990円 (8) サイエンスドーム <ul style="list-style-type: none"> ア 投影装置を使用する場合 時間区分により 53,660円～214,770円 → 54,890円～219,700円 イ 投影装置を使用しない場合 時間区分により 9,290円～37,290円 → 9,500円～38,140円 (9) 科学体験・学習広場 時間区分により 6,050円～24,310円 → 6,180円～24,860円 (10)企画展示室 時間区分により 2,190円～8,900円 → 2,240円～9,100円 (11)プロデュースセンター 時間区分により 1,790円～7,270円 → 1,830円～7,430円 <p>2 次の施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 視聴覚室 								

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 81)

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 冷房設備 1時間につき 680円 → 690円 イ 暖房設備 1時間につき 560円 → 570円</p> <p>(2) 大研修室</p> <p>ア 冷房設備 1時間につき 680円 → 690円 イ 暖房設備 1時間につき 560円 → 570円</p> <p>(3) ミーティング室5</p> <p>ア 冷房設備 1時間につき 130円 → 140円 イ 暖房設備 1時間につき 110円 → 120円</p> <p>(4) 書道教室</p> <p>暖房設備 1時間につき 130円 → 140円</p> <p>(5) 試写室</p> <p>暖房設備 1時間につき 130円 → 140円</p> <p>(6) サイエンスドーム</p> <p>ア 冷房設備 1時間につき 1,250円 → 1,270円 イ 暖房設備 1時間につき 1,180円 → 1,200円</p> <p>(7) 企画展示室</p> <p>暖房設備 1時間につき 130円 → 140円</p> <p>(8) プロデュースセンター</p> <p>ア 冷房設備 1時間につき 120円 → 130円 イ 暖房設備 1時間につき 100円 → 110円</p> <p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 茶道具 1式1時間につき 740円 → 750円 (2) ピアノ 1台1時間につき 1,050円 → 1,070円 (3) 陶芸窯 1台1時間につき 950円 → 970円</p> <p>4 次の観覧料の基準額を改定する。</p> <p>(1) 65歳未満の者 (1人1回につき)</p> <p>ア 小学生・中学生</p> <p>個人の場合 100円 → 110円</p> <p>イ 高校生</p> <p>個人の場合 310円 → 320円 30人以上の団体の場合 250円 → 260円</p> <p>ウ その他の者</p> <p>個人の場合 540円 → 550円</p> <p>(2) 65歳以上の者 (1人1回につき)</p> <p>個人の場合 310円 → 320円 30人以上の団体の場合 250円 → 260円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
63	岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 82)

番号	題名	提案課	概要
			<p>教育職員免許法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 教育職員の普通免許状の授与 1件につき 3,900円 → 4,100円</p> <p>2 教育職員の特別免許状の授与 1件につき 3,900円 → 4,100円</p> <p>3 教育職員の臨時免許状の授与 1件につき 2,200円 → 2,300円</p> <p>4 教育職員検定の実施 1件につき 2,300円 → 2,400円</p> <p>5 教育職員の免許状の書換え 1件につき 1,400円 → 1,500円</p> <p>6 教育職員の免許状の再交付 1件につき 1,600円 → 1,700円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
64	岡山県立図書館条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 多目的ホール 時間区分により 8,430円～33,730円 → 8,620円～34,500円</p> <p>(2) サークル活動室 時間区分により 5,710円～22,850円 → 5,840円～23,370円</p> <p>(3) メディア工房（撮影室） 時間区分により 4,030円～16,160円 → 4,120円～16,530円</p> <p>(4) メディア工房（編集加工室） 時間区分により 7,230円～29,010円 → 7,390円～29,670円</p> <p>(5) デジタル情報シアター 時間区分により 5,540円～22,180円 → 5,660円～22,690円</p> <p>2 多目的ホールの冷暖房設備の使用料の額を改定する。</p> <p>1時間につき 530円 → 540円</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>
65	岡山県公立高等学校等教育改革促進基金条例	教育委員会	<p>国が県に交付する高等学校等教育改革促進事業費補助金により、技術革新及び産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組等を行う拠点を創出し、もって公立の高等学校等における教育の改革を推進するため、岡山県公立高等学校等教育改革促進基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県公立高等学校等教育改革促進基金を設置する。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
66	岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>最近の治安情勢に対処するため、警察官を増員し、階級別定員を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p>

令和8年2月岡山県議会定例会提案予定条例

(N o. 83)

番号	題名	提案課	概要																																		
			<p>1 岡山県警察職員の定員を次のように改める。</p> <table> <tr> <td>(1) 警察官</td><td>3,503人</td><td>→</td><td>3,511人</td></tr> <tr> <td> 警部</td><td>255人</td><td>→</td><td>256人</td></tr> <tr> <td> 警部補</td><td>1,010人</td><td>→</td><td>1,012人</td></tr> <tr> <td> 巡査部長</td><td>1,043人</td><td>→</td><td>1,046人</td></tr> <tr> <td> 巡査</td><td>1,074人</td><td>→</td><td>1,076人</td></tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td><td>453人</td><td>→</td><td>451人</td></tr> </table> <p>2 令和9年3月31日までの間は、1にかかわらず、1(1)の警察官の計及び巡査の定員についてはそれぞれ1人を、1(2)の警察官以外の職員の定員については1人を加えたものとする。</p> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	(1) 警察官	3,503人	→	3,511人	警部	255人	→	256人	警部補	1,010人	→	1,012人	巡査部長	1,043人	→	1,046人	巡査	1,074人	→	1,076人	(2) 警察官以外の職員	453人	→	451人										
(1) 警察官	3,503人	→	3,511人																																		
警部	255人	→	256人																																		
警部補	1,010人	→	1,012人																																		
巡査部長	1,043人	→	1,046人																																		
巡査	1,074人	→	1,076人																																		
(2) 警察官以外の職員	453人	→	451人																																		
67	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警察本部	<p>道路交通法に基づく道路の使用の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 道路交通法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <table> <tr> <td>(1) 道路の使用の許可の申請に対する審査</td><td>1件につき</td><td>2,340円</td><td>→</td><td>2,520円</td></tr> <tr> <td>(2) 道路の使用の許可証の再交付</td><td>1件につき</td><td>660円</td><td>→</td><td>680円</td></tr> </table> <p>2 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく自動車の保管場所の証明の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <table> <tr> <td>1件につき</td><td>2,280円</td><td>→</td><td>2,400円</td></tr> </table> <p>3 運転適性検査に係る手数料の額を改定する。</p> <table> <tr> <td>(1) 用紙による運転心理適性精密検査</td><td>1件につき</td><td>760円</td><td>→</td><td>780円</td></tr> <tr> <td>(2) 用紙による運転心理適性簡易検査</td><td>1件につき</td><td>480円</td><td>→</td><td>490円</td></tr> <tr> <td>(3) 運転適性検査装置による運転性向検査</td><td>1件につき</td><td>480円</td><td>→</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>(4) 模擬運転装置による運転技能検査</td><td>1件につき</td><td>760円</td><td>→</td><td>790円</td></tr> </table> <p>(施行期日 令和8年4月1日)</p>	(1) 道路の使用の許可の申請に対する審査	1件につき	2,340円	→	2,520円	(2) 道路の使用の許可証の再交付	1件につき	660円	→	680円	1件につき	2,280円	→	2,400円	(1) 用紙による運転心理適性精密検査	1件につき	760円	→	780円	(2) 用紙による運転心理適性簡易検査	1件につき	480円	→	490円	(3) 運転適性検査装置による運転性向検査	1件につき	480円	→	500円	(4) 模擬運転装置による運転技能検査	1件につき	760円	→	790円
(1) 道路の使用の許可の申請に対する審査	1件につき	2,340円	→	2,520円																																	
(2) 道路の使用の許可証の再交付	1件につき	660円	→	680円																																	
1件につき	2,280円	→	2,400円																																		
(1) 用紙による運転心理適性精密検査	1件につき	760円	→	780円																																	
(2) 用紙による運転心理適性簡易検査	1件につき	480円	→	490円																																	
(3) 運転適性検査装置による運転性向検査	1件につき	480円	→	500円																																	
(4) 模擬運転装置による運転技能検査	1件につき	760円	→	790円																																	